

平成 20 年 3 月 11 日（火曜日）第 1 回定例会

出席議員（18 名）

1 番	伊 藤 忠 男	議員	2 番	石 山 忠	議員
3 番	辻 登 代 子	議員	4 番	工 藤 吉 雄	議員
5 番	杉 沼 孝 司	議員	6 番	國 井 輝 明	議員
7 番	木 村 寿 太 郎	議員	8 番	鴨 田 俊 廣	議員
9 番	佐 藤 毅	議員	10 番	柏 倉 信 一	議員
11 番	鈴 木 賢 也	議員	12 番	松 田 孝	議員
13 番	新 宮 征 一	議員	14 番	高 橋 勝 文	議員
15 番	佐 藤 暘 子	議員	16 番	川 越 孝 男	議員
17 番	那 須 稔	議員	18 番	石 川 忠 義	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒	副市長
安孫子勝一	収入役	大沼保義	教育委員長
片桐久之	選挙管理委員会 委員長	芳賀靖夫	農業委員会 会長 職務代理者
那須義行	選挙管理委員会 総務課長(併) 事務局局長	片桐久志	総合政策課長
秋場元	総合政策課 財務室長	菅野英行	総合政策課 財政改革推進室長
尾形清一	総合政策課 企業立地推進室長	熊谷英昭	税務課長
布施崇一	市民生活課長	柏倉隆夫	建設課長
犬飼弘一	建設課 都市整備室長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ 推進課長
佐藤昭	下水道課長	安孫子政一	農林課長
有川洋一	商工観光課長	斎藤健一	健康福祉課長
鈴木英雄	会計課長	荒川貴久	水道事業所長
今野要一	病院事務長	芳賀友幸	教育長
兼子善男	学校教育課長	高橋利昌	学校教育課 指導推進室長
工藤恒雄	生涯学習 生涯学習課 主任	安孫子雅美	監査委員
兼子良一	生涯学習 生涯学習課 主任	清野健	農業委員会 事務局局長

事務局職員出席者

鹿間康	事務局 局長	安食俊博	局長 補佐
渡辺秀行	総務 主査	大沼秀彦	総務 係長

議事日程第4号

平成20年3月11日(火曜日)

第1回定例会

午前9時30分開議

再 開

日程第 1 一般質問

散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前 9 時 3 0 分

伊藤忠男議長 おはようございます。ただいまから本会議を再開いたします。
 本日の欠席通告議員はありません。
 出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
 本日の会議は、議事日程第 4 号によって進めてまいります。

一 般 質 問

伊藤忠男議長 日程第 1、3 月 7 日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成 20 年 3 月 11 日 (火)

(第 1 回定例会)

番号	質 問 事 項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
1 1	新学習指導要領の改定について	要領に対する市の取り組みについて	6 番 國 井 輝 明	教育委員長
1 2	欠席児童・生徒への対応について	病気などで授業を受けられない児童・生徒への対応について		教育委員長
1 3	財政健全化法について	地方財政悪化の原因をどう考えるか 財政健全化法の 4 つの指標について 財政健全化法と行財政改革について 市立病院の機構改革と財政健全化法について	1 5 番 佐 藤 暘 子	市 長
1 4	スポーツに親しみ心身の健康を育むまちづくりについて	ジュニア層から元気老人まで、多世代にわたるスポーツの振興について	2 番 石 山 忠	教育委員長
1 5	発達障害者への取り組みについて	発達障害者の発達支援のビジョンについて 発達障害者への支援体制について 発達障害の早期発見として、5 歳児健診の導入について	1 7 番 那 須 稔	市 長
1 6	乳幼児健康診査の取り組みについて	3 歳児健診に視能訓練士による視覚検査の導入について 新生児における聴覚検査の導入について		市 長

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
17	政治姿勢について	職員労働組合に対する基本的な考え方について	16番 川越孝男	市長
18	民主的な教育行政について	首長の多選禁止条例について 市教育委員会の運営について 市教育委員会と議会との関係について 憲法第92条の地方自治の本旨についての市教委の見解について 労働安全衛生法第66条の8（面接指導等）に関わる具体的対応について		教育委員長

國井輝明議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号11番、12番について、6番國井輝明議員。

〔6番 國井輝明議員 登壇〕

國井輝明議員 おはようございます。

私は緑政会の一員として、市民を代表し、通告している課題について質問させていただきます。

初めに、通告番号11番、新学習指導要領の改訂に対する市の取り組みについて質問させていただきます。

このたび、新学習指導要領の改訂案が2月15日に公表されたとの新聞報道を目にすることができました。それによると、脱知識偏重を掲げた現行の指導要領の実施からわずか6年と早い改訂ではないかということです。改訂をせざるを得なかった背景には、2004年、現行の指導要領実施3年目での経済協力開発機構OECDによる国際学習到達度調査PIISAで、読解力の低下や理数系で国際的に順位を下げたことによるものではないかと考えられます。

6年前に掲げたゆとり教育の結果だとすれば、いろいろな評価がある中で、ふと思うのは、これが悪いから改訂だとすると、私を含め子供を持つ親はどう対処すべきなのか不安を感じずにはられません。

このたびの改訂で学校では、標準時間も小学校では5%、中学校も3.5%ふやし、夏休みを短縮したりする必要があるのであります。

そんな中で、東京都杉並区の取り組みや足立区の取り組みが新聞に掲載されておりました。杉並区では、遅寝の習慣化でいきなり授業に入っても集中できない児童が多いため、一輪車や縄跳びなどで遊ばせ、目覚めた後に授業に入る工夫。また足立区では、家庭生活点検表を保護者に配り採点してもらうなどの取り組みは、とりもなおさず限られた授業の中でいかに効率的に集中力を高め、授業を進め、学力の向上を図る工夫をされていることも事実です。

平成18年11月に寒河江市教育振興計画が策定され、スタートして1年余りとなりましたが、この計画では寒河江市の教育についてすべて網羅したものであり、すばらしいものと思っております。

しかし、例えば、第5章の2「児童生徒の学ぶ力を育むまちづくり」で、学校の目的は、学力をつけるだけでなく、社会の一員としての能力を備えた市民となる基礎を身につけること、つまり社会に生きる市民として職業生活・市民生活・文化生活などを充実して過ごせるような力をはぐくむことであるとしておりますが、私からすれば具体的な取り組みがなかなか見えてこないのであります。

そうしたことから、寒河江市としてのPIISAの結果と評価をどうとらえ、あわせて新しく改訂になるであろう新学習指導要領をどのように受けとめ、学校経営にどう反映していくのかお伺いいたします。

次に、通告番号12番、病気などで授業を受けられない児童・生徒への対応について質問させていただきます。

現在、義務教育を受けている児童・生徒が長期間入院等で学校に行くことができない場合、どのような対応をとっているのでしょうか。

私が小学校のころ、けがや入院等で学校に行けない児童がいたときなどは、担任の先生がその子のところに顔を出したり、クラスメートがお見舞いに行ったりしたものでした。こうした行動をとることで学校を休んでいる子供の不安を解消し、復帰後、学校へも行きやすくなるのだらうと、私も幼いながら人の気持ちというものを教えられました。

現在はどうでしょうか。私の身近に住んでいた児童の話をもとに、義務教育課程での学校の対応について伺いたいと思います。

ある一人の小学生の話ですが、その子は小学3年生のときに重い病が発病し入院いたしました。数カ月の入院後、退院はしたものの、体力が衰え、免疫力も低下し、学校での集団生活ができなくなってしまいましたが、学校側での特別な取り計らいで、クラスメートとは別の教室を利用し、先生方もローテーションを組み勉強を教えてくださいましたとのことで、両親もその対応にとっても感謝しておりました。しかし、その後病気が悪化し、入退院を繰り返すことになり学校に行けない状況が続いたそうです。

この時期の話で私も大変驚かされたことがありました。入院先の病院や自宅に学校関係者はだれ一人顔を出してくれなかったことや、養護学校へ編入し勉強を受けられることができたにもかかわらず、こうした情報提供も全くなかったというのです。教育現場において先生方が多忙なことは十分承知しておりますが、このたびの対応が事実とするならば、こうした対応に疑問を持たずにはられません。担任の先生を初め関係者は、児童の病気がどのようなものか把握せず、適切な対応をとらなかったからです。

私が病院の関係者に伺ったところ、市外の学校では、児童・生徒が入院した場合、担任の先生が見舞いに来て、どのような病気であり、日常生活での注意点などを直接主治医に聞き、学校側ではどのような対応が必要か相談して適切な対応をとるということでした。また、一度養護学校に入った子供であれば、こちらの学校の先生が病室まで来て勉強を教えてくださいますそうです。

入退院を繰り返し、学校に行くことすらできず、友達とも会うことすらできず、不安でストレスもたまっていったことでしょうかし、とても辛い生活を送っていたことはだれもが感じると思います。もしもこのことが中学生であればどうでしょうか。高校受験も控えもっと大変な状況になることは目に見えていることです。

学校に行きたくとも行けず、同級生と同じ勉強をすることすらできず、発病後1年10カ月、昨年12月、わずか10歳という年でその子は亡くなりました。今後、本市でこのようなことがないようにしなければなりません。

そこで質問させていただきます。病気などの理由で学校に行けない児童・生徒は現在どの程度いるのでしょうか。

また、その児童・生徒へは現在どのような対応をとっているのかお尋ねし、私の第1問といたします。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 おはようございます。

それでは、お答えをいたします。

最初に、新学習指導要領の改定について、P I S Aの結果と評価をどうとらえているかということでございます。

P I S AとはO E C Dが実施している生徒の学習到達度調査であり、高校1年生を対象に、知識や技能などを生活のさまざまな面で直面する課題にどの程度活用できるかを評価する調査であります。その調査項目としましては、読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシー、問題解決力があります。

この調査の結果、日本の子供たちは国際的な比較において読解問題や記述式の無答率が高く、読解力が低下している状況が明らかになっております。ちなみにP I S A型読解力とは、みずからの目標を達成し、みずからの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する力と定義されております。

また、その他の各種調査からも思考力、判断力、表現力などを問う読解力や記述式の問題に課題があるとされております。例えば昨年4月に実施されました全国学力学習状況調査においても、知識、技能を活用する力に課題があることを明らかにしております。

もう1点御指摘のありました、間もなく正式に告示になるであろう新学習指導要領をどのように受けとめているかということについてお答えをいたします。

子供たちは、ますますグローバル化していく社会の中で、その激しい変化に対応できる力が一層求められることが予想されます。そこで、3月末には告示となる予定の新学習指導要領では、現行の学習指導要領でも重視してまいりましたが、各教科の指導において基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得、そしてそれらを活用して、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことが一層求められているということでもあります。

これらの新学習指導要領で求められる力や態度は、まさに本市教育振興計画の身近な人・自然・歴史・文化に主体的にかかわり、学ぶことへの意欲・習慣・知識・技能を活用する能力を高めることと合致をしております。

以上のようなことから、今年度はこの教育振興計画の実質的なスタートの年でありましたが、市内の各小中学校においてもこの教育振興計画の重要な柱に沿った特色ある取り組みが展開されました。

今、安全・安心な食ということが特に話題にされている食育への取り組み、この中では農業体験から得る生産の喜びと、食のありがたさを感じる学習や親子料理教室の開催や各種の講演会の開催など、家庭、地域を巻き込んだ活動を推進していただいております。

また、教育の基盤である家庭教育の充実に向け、今年度から市内14校の校長先生をボランティアの講師に迎えまして、親のための子育て講座、14講座を市内の各地区公民館を会場に実施いたしまして、大変好評を博しております。そのほか各学校においてもP T Aとの連携のもと、教育講演会等において家庭教育をテーマにした取り組みを展開していただいております。

それから、読書の盛んな学校づくりとしましては、今年度から寒河江、柴橋、白岩小学校の3校に

読書活動推進員を配置いたしました。読書活動推進員は、図書館を中核にした学校の図書環境の整備を行うと同時に、本が好きな子供を育てるために、子供たちの読書を広げ、心を豊かにしていく読書活動に取り組んでおります。

また、昨年10月には市教育委員会委嘱校として、寒河江小学校が公開研究発表会を行いました。国語科学習を通して言葉でかかわり合うことの楽しさや大切さについて提案をし、全体講演会の講師であった山形大学地域教育文化学部水戸部先生やたくさんの参加者の方から、国語の学習を楽しんでいる子供の姿がたくさん見られた、今後の指針となれるような研究であったという言葉をいただいております。

来年度は、さらにこれらの取り組みが推進、充実されていくことと思います。

最後になりますが、これらのことを学校経営にどう図っていくのかについてお答えをいたします。

本教育委員会でも、新学習指導要領の趣旨が各学校において十分に理解されて、子供たちへの指導が確実に行われるように、各学校や関係者と連携をとりながら、研修会や学校訪問等を通して趣旨の理解や移行措置の内容の理解を図っていきたいと考えております。

また、本市教育研究所でも、来年度より「新学習指導要領の全面実施に向けて」を課題研究部のテーマとしまして取り組むなど、教師みずからが主体的にその趣旨や内容の理解を図ることができるよう、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に、欠席児童・生徒への対応についてお答えをいたします。

初めに、病気などの理由によりまして現在学校を長期欠席している児童・生徒数についてお答えをいたします。

病気やけがが原因で、不幸にも学校へ通うことができなくしている児童・生徒は市内にお一人おります。プライバシーの観点から学校名は控えさせていただきますが、小学3年生の児童が昨年7月初めより病気により入院し、現在も治療を続けております。

入院は今後も続く見通しではありますが、学校も親御さんと連絡をとりながら治療中の子供さんを励ましてくれているようであります。学校と親御さんとの話し合いで、現在は学習のことよりも治療に専念させたいということから学校では、学級の子供たちとともに見舞い、励まし、応援を心がけていております。市の教育委員会としましても、学校との連絡を密にして適切な対応ができるようアドバイスしてまいりたいと考えております。

さて、議員からの質問の中にありました事例の子供さんにつきましては、大変残念な結果であり、心からお悔やみを申しあげる次第であります。

このお子さんは、3年生時の終わりごろに病気を発症し入院いたしました。入院は数カ月及び、その後退院、学校に復帰いたしました。しかしながら通常での学校生活を送ることが難しく、別室での学習を余儀なくされたとのことであります。学校といたしましても個別的な指導計画を作成して指導に当たってまいりました。

その後再度の入院となり、学校としては、とにかく治療に専念していただき、一日も早く病状を回復し学校に復帰できる日を願っておったようであります。学級の子供たちの手紙と励ましの言葉を届けながらみんなで待っておったところでありますが、まことに大変残念な結果となったことであります。

このたびのことを教訓にして、より信頼される学校づくりに努めていく必要があると考えております。

す。

このように、病気等で長期入院や在宅医療が余儀なくされている児童生徒については、学校と保護者間について、あるいは本人間について密接な連絡、連携をとることで信頼感を構築し、当事者である子供の心配をやわらげ、頑張ろうとする意欲を高め、学習指導へとつなげていくことが重要であります。

そして必要に応じて、山大附属病院の院内学級や山形養護学校の訪問学習指導等の情報を、関係行政機関等と連携をして適切に提供していくことも必要であると考えております。

学校では、長期欠席児童生徒への対応が充実するように、校長を中心にしながら、校内教育相談委員会や学年委員会等において組織的に個別支援計画を作成し、教育相談、訪問学習指導、学級の子供たちとの心の交流などを実施していくことが重要であります。

また当教育委員会としましては、学校との連絡を密にしながら、市の訪問相談員を派遣するなど教育相談や学習活動を支援するとともに、学校における個別支援体制の強化及び学習指導の充実に向けた指導・助言を続けてまいりたいと考えております。以上、答弁いたします。

伊藤忠男議長 國井議員。

國井輝明議員 御答弁まことにありがとうございました。

いろいろと大変難しい課題であるというふうに私も認識しておりますけれども、さきに述べました新学習指導要領の件につきまして、今回の指導要領の改訂案では、今回改訂は、予定でありますけれども、言語重視としており、教材の充実や読書活動の推進、また小学校高学年時には外国語の科目が必修化されるなどとしておりますけれども、何と云っても今回の改訂案では総授業時間数がふえることだと思っております。そのことに関しまして、本市では今後どんなふうに対応していくのか、まず一つお伺いしたいと思っております。

もう 1 点ですけれども、今度の改訂案でも、ゆとり教育というような反省点から、学習内容をふやす一方で、先ほども答弁で述べられましたけれども、生きる力の育成も視野に入れた二面的な構造を持っているようでありますけれども、学校 5 日制で増加した学習内容と生きる力の育成、この双方に対応する教育活動を教師や子供がゆとりを持って取り組んでいけるようなことについて、どう検討されるのかお伺いさせていただきたいと思えます。

あと、答弁の中で大変詳しく御答弁いただいておりますけれども、私自身、教育というのは学校だけではなく、一番重要なのは家庭の教育だというふうに思っております。

近年、生活の多様化で核家族化が急速に進んでおり、私たちを取り巻く環境が大きく変化しております。そのことでこれまで地域や家庭で培ってきた教育力というものが低下し、他人を思いやる心というものもなくなってきているのかなというふうに思えます。

先ほども述べましたが、家庭は教育の原点であると私は認識しておりますけれども、このことに関しましては、本当に家庭の問題ではあるとは思いますが、その各家庭内での教育力向上について、先ほどの校長先生方が講師となって公民館で開いているような講座もあるようですけれども、そのこと以外でも、教育委員会がいろいろと家庭内での教育力向上について取り組んでいるようなことがありましたらお答えいただきたいというふうに思っております。

次に、欠席児童への対応についてでありますけれども、教育委員会にいろいろと委員長様あてに要望等上がっていると思えますが、先ほど答弁でもいろいろと触れられておったようですけれども、具体的に 3 点についてちょっとお尋ねしたいと思えます。

病気で学校に行けず自宅療養が必要な児童生徒に対して、自宅で授業が受けられる、先ほどは指導専門員の方が受けられるということで御答弁いただきましたが、この辺、その方がお越しいただいて授業受ける体制だけなのか。何かありましたら、ほかにもお伺いできればというふうに思えます。

また、入院時や退院時に病気の内容を、だれが把握し、だれがフォローし、学校に戻ったときのケアはだれが責任を持って行うかについてお尋ねしたいと思えます。

あとはもう 1 点、教育者が教育の専門家として病気の子供が勉強できる方法や、いろいろな病に応じた特殊学校といえますか、そういったものを把握して、子供や親にアドバイスできる知識を学校の先生なりにしっかりと持っていただきたいと思っておりますので、そういったことの対応について、今後どうお考えなのかお尋ねして、私の第 2 問といたします。よろしく願いいたします。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 まず、学習指導要領に関して、また欠席児童の問題等について、具体的な件は担当者に答えさせていただきたいと思います。

新学習指導要領につきましては、議員がおっしゃっているように非常に総時間の制約が出てくるといことで、非常に大変だなというふうに思っております。ゆとり教育ということもありますので、この辺、現場の先生方ともいろいろ連携を密にしながらやっていくといことで、今担当者の方から詳しく説明させていただきます。よろしくをお願いします。

伊藤忠男議長 芳賀教育長。

芳賀友幸教育長 私の方からは、長期欠席児童に対する指導の件についてお答えを申し上げたいと思います。

この件につきましては、御質問にありました子供さんの御両親様より教育委員会あてにありがたい、とてもありがたい御提言をいただきました。このことにつきましては、教育委員会の方に御報告申し上げながら、御両親様にお話をさせてもらったところであります。

ただいま三つの御質問がございましたけれども、一つ目の件につきましては、これまで不登校という形で家庭におりまして、学校になかなか登校できないという子供さんに対して、寒河江市では教育相談員を派遣してございました。この対象を、病気による長期欠席の児童にも広げていこうということで今後対応してまいりたいと考えています。さらに、長期欠席児童に対する家庭、療養生活、長期にわたる場合の学習の指導のあり方について、今後よりよいものにしていくために研究を進めていきたいと考えております。

二つ目の、学校においてだれが中心になってケアに当たるかと、こういう問題でございますけれども、このことにつきましては、学校で毎年教育計画をつくっておりますので、それぞれの学校で教育計画の中に長期欠席児童に対する取り組み、これを明確に入れていくと。こうすることによって先生がかわっても、それから校長がかわってもその学校の取り組みというものが、きちっと次の年に継続してまいるということで、それぞれの学校の体制づくりを進めていきたいと考えております。

それから、三つ目のことにつきましては、やはりさまざまな子供さんがおられるわけですので、それぞれ教職という専門的な立場から相談に当たったり、助言をしていくということがとても大切であります。したがって、教育委員会としましては、それらに対応できるような資質、能力を高めるための研修の場というものをつくって徹底してまいりたいと考えております。以上でございます。

あと、学習指導要領、新学習指導要領の取り組みについては、室長の方から答弁させていただきます。

伊藤忠男議長 高橋推進室長。

高橋利昌学校教育課指導推進室長 それでは、私の方から、議員の質問にありました学習指導要領にかかわりますことについて、お答えをさせていただきます。

最初に、間もなく告示になるであろう新学習指導要領でございますが、その中で、新聞紙上でも報道になっていきますように総授業時数の増加というものがございます。お話にもありましたように各学年とも増加が図られる予定になっているわけですが、この傾向につきましては、それぞれの各学校でその教育の情勢を見きわめ、それぞれの学校がもう既に対応をしております。

授業時数の削減に伴いまして、各学校の授業日数がおおむね202日ぐらい、平均で202日ぐらいの日数まで下がっておったんですが、来年度の計画につきましては、おおむね206日から208日ぐらいの授業日数で推移しております。学習指導要領には授業時数、定められたこの授業時数というものが設定になっておりまして、その標準授業時数を超えるように各学校で計画をしておるところでございますけれども、学年によって幅はございますが、最低でも四、五十時間、多いところでは100時間ぐらいの時間をプラスした形で各学校、計画をしているところであります。

先ほどからありましたように、授業時数がふえるということで、いきなりふやしますと、やはり子供たちの毎日の一つのリズムも狂ってまいりますといけませんので、徐々に徐々に、中教審での答申等の動きを見ながら、各学校順次的にもう時数をふやしているところであります。

本格実施に向けての移行期間が2年ほどございますが、それも正式な時数を受ける形で徐々に、そういう形でさらにふやさなければいけない場合にはふやしていくような方向で、こちらとしても指導してまいりたいというふうに思っているところであります。

その他、さまざまな学習指導要領におきます一つの重要な柱立てがあるわけですがけれども、先ほど議員のお話にもありましたように、英語活動が小学校の高学年に入ってくるということがありますが、現在ALT、マークが1人配置しておりますけれども、マークとの連携・協力のもと田代小学校では現在年間35時間の英語活動をもう実施しておりまして、小学校での年間35時間のカリキュラムというものを、この移行期間の中に作成していくべく準備をしておきたいというふうに考えているところであります。

その他、そういった各種の柱立てに沿って準備を滞りなく進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、ゆとり教育と中でも生きる力の育成との二本柱というか、そういったことについての御質問がございましたけれども、ゆとり教育そのものにつきましては、大きな目玉として総合という、総合的な学習の時間の設定という大きな変化が前回あったわけでございます。さまざまな今実体験を伴わない、経験がいろいろ伴わない子供たちが育っている中で、さまざまな体験活動を通し、さまざまな能力を身につけ、生きるための力を育成していくという基本的な考え方そのものは、今後とも変わりはないというようなことについては答申の中でも言われていることであります。

確かに時数がふえるということで、そういったゆとり教育の転換ではないかというふうに言われておりますが、そうではなく、基本的な力を育成するという面にかかわりましては何ら変わりはないと。

ただ、「ゆとり」というものは学校そのものの中には必要ではないかというふうに考えております。

ゆとり創造運動を通しまして、各学校で少しでも自由に使える時間を設定していくことが重要ではないかということでそれぞれの学校に指導しておりますが、一番大事なことは、教師が子供たちと接する時間を多くつくり出すということが必要なのではないかというふうに思います。今後もそういった意味でゆとり創造運動を強化し、時間を生み出して、より多く教師が子供たちとかがかわれる時間を設定してまいりたいというふうに思っております。

最後に、家庭教育にかかわりましての御質問でございますが、まさに今年度実施しました、先ほど申しあげました校長先生方のボランティアによる家庭教育の講座、14講座を展開したわけですが、来年度以降も続けていくというふうな話を伺っております。それに加えまして、それぞれの地域におきまして保護者並びに地域の住民と連携した事業を展開していただいているところであります。

先ほど答弁の中にも触れてはあったのですが、大事なことは、地域と連携する中でその地域力、地域の教育力を確固たるものにしていくことではないかというふうに考えております。したがって、今後とも学校と保護者と地域の三者が強固な連携をとりながら、家庭の、あるいは地域の教育力強化に向けて一層努力をしていく必要があるのではないかというふうに考えております。

一つは、先ほど申しあげました教育講演会、そのほかにもさまざまな運動、あいさつ運動とか、さまざま地域に展開できる花いっぱい運動とか、そういうふうな活動を通してこういった力を強化してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

伊藤忠男議長 國井議員。

國井輝明議員 御答弁まことにありがとうございました。

さきに芳賀教育長様から御答弁いただきましたけれども、市民から上がってきた要望に対して即座に対応して下さったことに心から感謝申し上げます。まことにありがとうございます。また、その御家庭からも連絡ございましたが、多分室長さんだとは思いますが、直接、土・日を利用してその御家庭を訪問し、説明に上がって下さったという誠意ある行動に対しましても感謝申し上げたいというふうに思います。

今回の件に関しましては大変珍しいことでありまして、それに対応することは、すぐ対応できるようなマニュアルというものはなかったと申しますが、最初から完成されたものはないと私も思っております。いろいろな事柄があって、少しずつ手直しをして、より理想に近いマニュアルを完成させていくということが重要だと思っておりますので、今後もそういった点に対しまして御努力賜ればというふうに思います。

また、後で室長さんから御答弁いただきました学習向上に対しましても、いろいろ詳しく御説明いただきました。まことにありがとうございます。

私も教育委員会の方にお訪ねして伺いましたら、寒河江市の学習向上と申しますが、学習力と申しますが、そういったものは大変ほかの県また市町村に比べて大変高い水準であるというふうなことも伺っております。これも、現在教育委員会また学校教育課で働いている皆さんの御尽力のたまものかなというふうに思っております。また、そういった方々を配属して下さっている佐藤市長に心から敬意を表して、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

佐藤暘子議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号13番について、15番佐藤 暘子議員。

〔 15 番 佐藤暘子議員 登壇 〕

佐藤暘子議員 おはようございます。

私は日本共産党を代表し、財政問題について市長の見解を伺います。

寒河江市民の現在と将来にとって、市長や議会の責任が問われかねない大変重大なテーマでありますので、真剣な議論をしてまいりたいと思います。市長の誠意ある答弁をお願いいたします。

初めに、地方財政悪化の原因をどのように考えるか伺います。

日本経済はバブル経済崩壊後減速を続け、景気浮揚策として国による公共事業への誘導策が打ち出されました。公共事業の財源としては、後に地方交付税で措置される有利な起債が大量に発行され、多くの自治体が観光施設やイベント事業も含めた投資的事業を進めていきました。その結果として、累積する債務の返済に苦労する事態となりました。さらに、2004年度から始まった小泉内閣による三位一体改革、構造改革路線が推し進められるに至って、その影響は自治体運営や国民の暮らしをますます深刻な状態に陥らせることとなりました。

三位一体改革は、4兆円の国庫負担金を廃止し、それに見合う税源を国から地方へ移譲し地方分権を進めるというものでした。さらに地方交付税への依存度を低下させ、自立した自治体へ誘導することを目的にしてきましたが、現実には、地方へ移譲された仕事への税源は確保されず、地方交付税は削減の一途をたどりました。全国の多くの自治体は行財政改革を繰り返しながら歳出削減をし、住民へは痛みと我慢を強いる結果となりました。

平成18年度決算における寒河江市の地方債現在高は227億3,000万円で、県内類似市の中では東根市に次いで2番目に多い額になっています。また、寒河江市の19年度実質公債費比率が、地方債の発行に県の許可が必要な18%を超え23.3%となり、県内の市段階では、新庄市、長井市に続く3番目に高い指数となっています。

このような財政悪化を招いた原因は何なのか、市政運営に問題はなかったのかどうか伺います。

この間、政府は、国際競争力をつけなければ日本は世界経済から取り残される、競争に勝つためにはコスト削減して生産力を上げなければならないという財界の要求に、生産現場にも規制緩和を認め、人件費の削減に手を貸しました。その結果、職場から正社員が排除され、派遣やパートなどといった非正規不安定雇用という安上がりの労働環境が拡大することとなりました。市中には失業者が増大し、定住できる住みかも仕事もない「ネットカフェ難民」などと呼ばれる若者や、家族を養うために幾つもの仕事をかけ持ちで働き、それでも人間らしい生活ができない「ワーキングプア」と呼ばれる人たちが全国至るところに拡大されていきました。

本市にも、正規の就職先がなかなか見つからずアルバイトや派遣の不安定な仕事についている若者が数多くいます。また、仕事すら見つからず家の中に引きこもりしている青年も少なからず見受けられます。御両親の心配は人ごとではありません。また、長年それぞれの町で商売をし地域経済を支えてきた小売店や中小業者も、安い商品や価格に太刀打ちできず倒産したり、店をたたんだりといった状況が私たちの身の回りにも数多く見られます。

富める者と貧しい者との格差、都市と農村との格差が大きく広がっています。私は市民のこのような状況を踏まえ、財政の健全化は極力市民生活や営業に負担を押しつけないように行うべきだと考えます。そして市民の暮らしや営業を立て直し、未来に希望の持てる市政を築くことこそ行政の責務と考えますが、市長の見解を伺います。

次に、財政健全化法の四つの基準について伺います。

2007年6月に成立した地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法は、夕張市の財政破綻に端を発し、地方公共団体の財政の健全性を判断する基準として四つの指標を導入しました。

四つの指標とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率ですが、この指標それぞれに基準値が示され、基準値以下の数値であればおおむね健全財政と見なされるが、それを一つでも超えれば財政健全化計画、財政再生計画の策定を義務づけるというものです。

この健全化法は、平成20年度決算より法が施行されることになっていることから、新年度予算を編成するに当たっては健全化法を視野に入れた編成が必要になりました。4基準を踏まえた上でどのような点に注意し、何を重視した編成をされたのか伺います。また、健全化法の四つの指標は、市政運営にどのようにメリット、デメリットをもたらすと考えるか伺います。

次に、財政健全化法と行財政改革について伺います。

国によって策定された財政健全化法の第1条は、この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とすると、その目的について規定しています

つまり財政の健全化が目的であり、住民が安心して住み続けることのできる地域、自治体の再建築にはなっていないと言われていています。国の財政指標を超えることなく財政運営をしていくには、これまで以上に厳しい行財政改革が進められるものと思われます。

しかし、寒河江市の公債費負担適正化計画によれば、実質公債費比率は、平成18年度単年度で23%、3カ年平均で21.8%、19年度単年度で24.3%、3カ年平均では23.3%、20年度単独では24%、3カ年平均では23.6%と高い比率を示しています。

単年度でも3カ年の平均でも20年度が最高で、その後は徐々に減っていく見通しになってはいますが、実質公債費比率の基準数値である18%を切るのは平成27年度となっています。それまでの間、寒河江市はひたすら借金返済のために起債の発行を限定し、徹底した既存事業の見直しと新規事業の抑制を行い、重点的事業に厳選して投資するとしています。いわば市民は10年間、さまざまな要望があってもじっと我慢して耐えなければならないということになるでしょう。

しかし、市民の側から見れば、一昨年から実施された定率減税の廃止、昨年は住民税の大幅な引き上げ、介護保険の認定区分変更によってこれまでのサービスが受けられなくなったりと、負担増とサービス低下が押し寄せています。収入の伸びが見られず市税や国保税などの滞納者がふえ続けている状況の中で、これ以上の負担増をせず、市民サービスを低下させずに財政の健全化を図っていくためにどうすべきと考えているのか、市長の見解を伺います。

次に、市立病院の機構改革と財政健全化法についてお伺いいたします。

財政健全化法の四つ指標には、連結実質赤字の指数も健全化を判断する物差しとして出されており

ます。この中身は、公営企業を含めた全会計の実質赤字と資金不足が標準財政規模に対してどのような比率ならば健全なのか、早期に健全化を図らなければならない状況か、または財政の再生を図らなければならない状況かを判断する指標とされています。

寒河江市では、公営企業の中に市立病院も含まれますが、市立病院は財政赤字の最大の要因である医師不足とともに、診療報酬の引き下げ、入院日数の制限、医療費の引き上げによる受診抑制などが相まって、市長初め病院関係者の懸命の努力にもかかわらず平成18年度決算では単年度で1億5,600万円余の純損失、前年度からの繰越欠損金は3億1,100万円となっています。これらの赤字が寒河江市の連結実質赤字比率にどのように影響するのか伺います。

全国的に、地域医療の核となる公立病院を抱えている都道府県、市町村がたくさんありますが、いずれも深刻な赤字を抱え存立さえ危ぶまれています。医師不足とそれに伴う勤務医の過酷な勤務体制の影響で診療科目を廃止したり、お産患者や救急患者を受け入れないなどの病院が多発し大きな社会問題になっています。いずれも人命にかかわる問題であり、その地域に住む人が安心して医療を受けられる地域医療を確立することは絶対に必要なことです。

ところが、政府は昨年12月、公立病院改革ガイドラインを提示し、各自治体に公立病院改革プランを2008年度中に策定するよう通知をしたと聞いております。このガイドラインは、赤字の根本原因となっている医師不足や診療報酬などには全く触れず、経営の効率化、病院機能の再編・ネットワーク化、経営形態の見直しの三つの視点に立った一体的な推進を求めているもので、医師・看護師不足を解消し地域医療体制を充実させるといった視点は全くないものです。

特に、経営効率の面では3年間で経常収支の黒字化が必要だとし、病院単位での数値目標の設定を求めていると聞いています。そのために、独立採算性を原則に自治体の一般会計からの赤字補てんを制限したり、民間委託や職員給与の見直し、病床削減や診療所化なども例示し、特に病床利用率が3年連続で70%以下の病院は抜本的な見直しを行うことが適当として、病院の廃止、縮小を迫っているとされています。

寒河江市立病院でも、このようなガイドラインに沿った改革プランをつくる考えなのか、それとも昨年12月20日の全員協議会に示された市立病院経営改革プラン（案）がそのプランに当たるのかお伺いいたします。

また、医療は効率や採算だけで判断できるものではありません。殊に住民の健康や医療の確保に責任を負う自治体として、赤字になったからといって廃止したり民営化に移していくことはすべきでないと思います。

今回示された市立病院経営改革プランには、病床の削減や外来処方などが提案されていますが、信頼される医療体制とともに、いかに通院しやすい体制をつくるかが大きなポイントになると思います。高齢社会の中で、遠隔地からの通院や、足の確保ができない高齢者、障害を持つ人たちが安心して医療を受けられる交通手段などを考えるべきと思いますが、見解を伺います。

経営不振の最大の要因となっている医師不足の改善や、診療報酬の引き上げなどを国に強力に要望していくとともに、行政として市立病院への財政支援などはこれまでと同様に続けていくべきと考えますが、市長の見解をお伺いし、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 初めに、地方財政の悪化についてでございます。

地方財政が悪化した原因としましては、バブル崩壊後の国主導の景気対策によって地方の公共事業が膨張したことも一因として挙げられますが、一番大きな原因としましては、景気低迷による地方税の減少と国税収入の減による地方交付税の減少、そしてその後の三位一体の改革でのさらなる交付税の減少が挙げられます。こうした中で、社会資本の整備や福祉施策の充実といった住民からの要望にこたえてきたことも大きな要因であり、このことが今の地方財政の現状を生んだと思っております。

本市における実質公債費比率は、19年度で23.3%、市債残高は212億円余りとやや高い水準にありますが、これは、これまで実施してきた本市発展の基盤づくりのための投資的経費や下水道特別会計への繰出金、病院への負担金、また西村山広域事務組合への負担分担金などが影響しているものでありまして、今後の適切な財政運営によって下がっていく見通しでございます。

本市発展の基盤づくりとしましては、駅前中心市街地整備事業などの土地区画整理事業やハートフルセンターなどの福祉施設の整備、図書館、醍醐小学校などの教育施設の整備、そして市民生活に密着した道路網の整備など、将来のあるべき都市像を見据えながら、今を逃しては実施が困難になる事業をチャンスをとらえ、タイミングを計りながら、市民のニーズ、時代の要請、そして財政の現状と将来を見据えて実施してきたものでありまして、そのことがまちの活性化、市民の豊かさの実現につながったと思っております。

財政指標の今後についてでございますが、実質公債費比率につきましては、公債費負担適正化計画に基づきまして今後も市債借入れを抑制していくことから、計画最終年度の平成27年度には18%以下に下がる見込みであります。また、市債残高につきましても、毎年15億円以上減少することとなり、今後は急速に減っていきます。平成20年度末には200億円を下回り、平成26年度には100億円程度になる見通しであります。

このように、これまで本市の発展や市民福祉の向上を目指し、さまざまな事業を実施し、あわせて財政の健全性の維持にも意を配してきたところであり、時宜をとらえた適切な、そして市民に希望を与える市政運営をしてまいったと思っております。その結果、寒河江市が県内では数少ない人口増加の都市となり、また1人当たりの所得も高い水準を維持し、さらに拠点施設の整備と駅舎移転などによる都市軸の強化など、現在の西村山の中核としての寒河江市の姿があるものと思っております。

次に、財政健全化法についてでございます。

健全化法が施行されることによって平成19年度決算から、御案内のように、実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、そして実質公債費比率、将来負担比率の四つの比率を監査委員の審査に付しまして、議会で報告した上で公表するということとなります。

四つの比率それぞれに長期健全化基準が政令で定められておりまして、比率が一つでも基準を超えた場合は財政健全化計画を定め、自主的な改善に取り組まなければなりません。また、将来負担比率を除いた三つの比率のうち、一つでも財政再生基準を超えた場合は、財政再生計画を定め、国の管理下で確実な財政再建を図らなければならないことになっております。

四つの比率につきましては、具体的な算定方法や基準は政令や規則で定めることとされております。基準は昨年末に政令によって示されましたが、具体的な算定方法を定める規則については今月中に示される予定でございます。

財政健全化法の施行と、20年度予算とのかかわりについての御質問がございました。本市の20年度予算のかかわりでございます。

政令を見る限りにおいては、本市の比率はどの基準をも超えることはないと考えております。平成20年度の予算編成に際しましても、将来において各基準を超えることのないよう配慮したところでございます。

また、赤字を出さないことは当然であります。実質公債費比率の上昇を抑制するため市債の借り入れを制限し、起債に依存しない財政運営を心がけたところであります。さらに、過去に高利率で借り入れした市債についても積極的に繰上償還をいたしまして、公債費の圧縮を図るとともに、市債残高の低減を図り、将来負担比率を抑制する予算としておるところでございます。

これらのことは、単に比率の数値を下げるためだけに実施するものではございませんで、これらの取り組みを通して一般財源を生み出し、自由に使える財源としてこれからの寒河江市の発展につながる施策に充当していくものでありまして、ひいては市民の福祉の向上に寄与していくものと思っております。

次に、指標についてのメリット、デメリットについてのお尋ねがございました。

四つの比率は、それぞれ地方自治体の財政状況を客観的にあらわす指標でございます。財政健全化法に基づき比率を公表することで、その自治体の財政状況が明らかとなり、今後の持続可能な行財政運営のための早目早目の対応について議論が深まることがメリットであると考えております。

一方、全国一律の基準を持って判断されるという面を考えれば、自治体固有の事情、つまり産業構造や人口の年齢構成などが反映されにくいといったことがデメリットであるとも考えております。

それから、市立病院の単年度純損失や累積欠損金の連結実質赤字比率への影響についてでございます。

連結実質赤字は、各会計ごとに黒字額と赤字額を算定しまして合算した額が赤字の場合に発生するものでございまして、その額が標準財政規模に占める割合が連結実質赤字比率となるものでございます。

企業会計においては、流動負債が流動資産を上回った場合が赤字となるもので、健全化法で言う資金不足額であります。平成19年度の市立病院事業会計決算では発生しない見込みであります。仮に今後発生した場合であっても、さきに述べましたように、他の黒字会計と相殺されるため連結実質赤字比率は発生しないものと考えております。

次に、市民サービスを低下させずに財政の健全化を図っていくためにどうすべきかという御質問もございました。

財政の健全化のためには、まずは今取り組んでいる行財政改革というものを積極的に進めていくことであると思っております。

行財政改革につきましては、これまでも申しあげてきましたが、現在の低経済成長の時代におきましては税収の大幅な伸びが期待できず、なおかつ高齢化社会の到来によりまして医療や福祉の経費が増大しており、地方自治体は真に必要な事業の取捨選択を行うと同時に、実施方法の効率化を図り、

限られた財源の中でより多くのサービスを提供できるよう努めていかなければならないものと考えております。

また、市民の側におきましても、右肩上がり経済が成長していた時代のように、何でも行政に依存するということが不可能となっており、サービスに対する負担、さらには受益と負担の公平性の観点も御理解いただき、限られた財源の中でどのようなサービスを求めるかなど、市民と行政の役割についても考えていただくことが必要になっているものと思っております。

一方、安定した行財政運営を行うにはいかに財源を確保するかも重要であります。この点につきましては、本市ではこれまで工業団地の造成や幹線道路の整備、区画整理事業などの実施によりまして、税収の増という効果を実現できているものと思っております。

平成20年度の一般会計予算におきましては、行財政改革の効果というものを生かしまして、起債を抑制した中で投資的事業を増額するなど、厳しい中でも市民の要望にこたえた予算を編成できたと思っております。このように市民と行政が知恵を出し合いながら行財政改革に取り組むとともに、その効果を生かして定住と地域経済の活性化に向けた事業を展開し、財源の確保に努め、そしてそのことにより健全財政を維持しつつ、市民の求めるサービスの提供、市勢の発展が実現できるものと考えております。

次に、市立病院とのかかわりについてのお尋ねがございました。

改革プラン関係についてでございますが、市立病院におきましては利用者のサービス向上を目指した病院改革プランを策定し、改革に取り組んでいるところであります。改革プランの内容につきましては、御案内のように、12月20日に議会全員協議会を開催していただき説明させていただいたところであり、市民に対しましては2月5日号の市報においてお知らせしたところであります。

昨年12月に総務省から、公立病院改革ガイドラインが地方公共団体に通知され、その内容については、経営の効率化、それから再編・ネットワーク化、そして三つ目は経営形態の見直しの3つの視点からなっております。平成20年度内に公立病院改革プランを策定しまして、病院事業経営の改革に総合的に取り組むことが認められておりますことについては、御案内のとおりでございます。

各自治体病院においては、このガイドラインに沿って改革プランを作成することになりますが、うちの市立病院におきましては、ガイドラインに先駆けてプランを策定したことになります。ガイドラインにおいては、病床利用率とともに経営に関する指標などの目標数値も設定することとなっておりますので、今回策定しましたところのプランを基本に策定していかなければならないと考えております。

また、病院の再編・ネットワークにつきましても盛り込まれておりますが、これまでも申しあげてきたとおり、寒河江西村山地域の中核医療機関としての機能分担、連携というものを視野に入れまして、広域的な枠組みの中で安定した地域医療の提供というものを考えていかなければならないと考えております。

だれでも安心して病院に通える体制づくりに関しましては、病院改革プランにおいても計画しておりますわけですが、具体的には、不自由な方や高齢者の方が安心して受診できるよう、1月から患者さんの案内や誘導のお手伝いをする病院ボランティアというものを配置いたしまして活動を開始していただいております。現在8名の登録ボランティアから活動していただいております、評判も上々でございます。

また、外来患者さんの安全な移動支援のために、主に高齢者の歩行補助器具といたしまして、3月から歩行器2台を玄関前に配置いたしまして、利用していただいております。

それから、高齢者の交通手段につきましては、現在、市立病院の最寄りのバス停留所は主要地方道天童大江線に設置されており、病院から離れていることから、バス利用の利便性の向上を図るためにも、寒河江宮宿線の新たな停留所を市立病院の敷地に設置の可能性につきまして、山形交通バスと話し合いを行い、要請してまいったところでございます。

市立病院への乗り入れは、今すぐ対応できる状況にはないとのことですが、バス利用者からの要望等があれば、これらの意見も聞いた上で今後も検討していきたいとのことでしたので、話し合いを継続してまいりたいと思っております。

それから、市立病院への財政支援についての質問もございました。

市立病院は、市民の健康を守り、医療を確保するための重要な役割を担っておるわけでございます。昨今、さまざまな要因によりまして経営環境が厳しい状況にございますが、採算性だけで判断されるべきものではございませんでして、設置目的に沿って将来とも存続されなければなりません。存続するためには持続可能な体制を整える必要があり、そのための経営改革も必要となります。

持続可能な経営といたしましては、市民に真に必要な医療提供体制というものを把握いたしまして、地域の公立、民間の各医療機関との役割分担を明確にして、そして基幹的な医療機関といたしまして成り立たせるための徹底した効率化を進めていく必要がございます。

御案内のように、公立病院は救急医療や高度医療などの不採算分野についての役割をも求められております。このため国においてはこのようなことを考慮し、独立した企業会計である病院事業会計に対しましても行政で財政支援することができるとして、繰り出し基準を設けておるわけでございます。

本市では、市立病院が市民に必要な医療提供体制をとれるよう、今後ともこの基準を基本として財政支援を行っていく考えでございます。以上でございます。

伊藤忠男議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午前11時5分といたします。

休 憩 午前10時51分

再 開 午前11時05分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤議員。

佐藤暘子議員 1 問にお答えいただきまして、ありがとうございました。

大変丁寧な御答弁だったために残り時間が少なくなりましたが、的確に質問してまいりたいと思います。

市長は、財政悪化を招いた原因として、税収が少なくなったというようなこととか、地方交付税の入りが少ないとか、そういうふうなことが原因だというようなことをおっしゃいましたけれども、ずっとこれまで市長が就任してから市長は積極的に投資的な事業に投資をして、未来の資本づくりだということで投資をしてさまざまな大型の事業をやってきたんですけれども、それが今返済のピークを迎えて、18年度では実質公債費比率が23.3%、そして地方債の残高は普通会計と公営企業、そういうものを含めると392億円、1人当たり91万3,000円という非常に多額の借金になっているわけでございます。

この状況というのは、前々から危機的な状況であるということは指摘をされていたわけですね。日本共産党の議員団もこれまで何回もこの場で財政問題を取り上げて、何とかしなくちゃならないんじゃないかということで提言をしたり、質問をしたりしてまいったところです。監査の方からも、私はずっとこれまでの監査の決算審査意見書を見てきたんですけれども、もう平成17年度には経常収支比率が96.4%と、これは悪化しているんですね。財政硬直化の頂点に差しかかったというふうな警鐘を鳴らしているんです。

でも、そういうことがありまして、市長はこれまでも、平成14年からですか、最上川緑地の多目的水面広場、そういうものにも1億5,000万円の当初の予算を組んで、そしてそのことをずっとやり続けてきたと。そういうことのツゲが、今市民に大きな負担を課しているのではないかというふうに思うんですけれども、そういう反省は市長の中にはなかったように思います。

そのために、市民は非常に市民生活に予算が回ってこないということで嘆いているんですね。側溝整備とか、それから、子供たちの通学路にぜひとも安全対策に必要な通学路の整備とか、樹木なんかにしても剪定とか消毒なんかがなかなかならない。これも予算がないからだめだと片づけられるということで、市民は、もう何言ったってだめなんだというような失望感、あきらめの言葉が返ってきております。

ですから、市長はこれまで素晴らしいこともやってこられましたけれども、でも、こういう点がやっぱり反省すべき点なのではないかと。この反省点に立って、改革を進めていかなければならないのではないかというふうに私は考えます。

それから、市民サービスを低下させないで財政健全化を図るにはということについては、行財政改革を進めながら地方債の残高を少なくしていくというふうな市長の答弁でありましたけれども、19年度の行財政改革実施状況を見てみますと、非常に努力されていることは私も存じあげております。定員の適正化とか給料の適正化、そして経費の節減というものもやっているわけでありましてけれども、私が一番感じるの、市民に直接関係する各種協議会とか団体などへの本当にわずかばかりの補助金や負担金からまで、これは廃止をしたり見直しをしたりということで、百数十の項目の中から1,000

円とか、また数千円単位とか、そういう本当に小さな予算を削減して改革を行っているということなんですけれども、例えば民生委員の活動費、それから駅前街路灯の維持管理費、そういうものからも削って少なくしているということなんです。

民生委員なんていう方たちは、非常に大変な仕事をしておられるので、なかなか手がない大変な仕事なわけなんですけれども、こういう人たちの活動費までも削っている。また、駅前の中心部、あそこを夜間でも照明をつけてにぎわいを見せてきてくれている、その街路灯の負担金にまでメスを入れるという。

こういうふうに、市民生活に直接かかわるところでの削減、そういうものを進めていけば市民の中に意欲とか活気なんていうものはなくなってしまうのではないかと、低下させてしまうのではないかと、こういうことを私は感じるわけです。それよりも大胆にメスを入れるべき改革があるのではないかと。それが最上川緑地の多目的水面広場、また、花咲かフェアも見直しもすべきだというふうに私は考えております。

平成19年度から21年度の実施計画によれば、花咲かフェアの予算が、20年度からは1,000万円というふうに激減をされていたわけなんですけれども、これが19年度の予算ではまた復活して2,800万円、20年度では2,700万円となっているんですが、この増減について、どのようなことでこれを増減したのかという理由をお聞かせいただきたいと思っております。

それから、市立病院についてはいろいろな積極的な改革をしていくというふうなことを承りました。また、財政健全化法には差し障りがない程度のものだというふうなことをお伺いして安心をしていたところですが、それでもこれから先どうなるかわからないということで、やはり気をつけて運営をしていかなければならないというふうに思いますが、究極的な問題というのは、やはり医師不足、それから診療報酬の引き上げ、そういうものを改定していくよう働きかけをしなければならぬというふうなことを強く感じているところです。

病院患者の足の確保、これ、バスの乗り入れを検討してもいいというふうなお話がございました。これも一つの方法だろうとは思いますが、でも、このバスというのは一定の人しか、場所、地域の人しかこれを利用できないと。寒河江市全体の高齢者の方の足の確保をするということになればやはり循環バス、そういうものも検討していくべきではないかというふうに考えます。

2問、これで終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 議員は、悪化の原因は、仕事をしたから悪化になったんだとこのようにおっしゃいますが、何もしないことくらい楽なことはないと思います。でも、何もしなければやはりまた税収入も上がらないし、人口もふえませんが、活気もなくなります。

そういうことで市民の幸せ、発展につながるような事業をやってきておるわけでございまして、ですから、今日の姿、寒河江があると私は思っておりますので、ですから、借金と病気は隠すなど、こう俗に言われておりますが、私は今まで借金の額を隠したこともございませぬし、はっきりとお示しておりますし、その償還計画についても皆さんに示しておるわけでございまして、その中から皆さんにいろいろ考えてもらいたいこともありますし、何が、こういう事業をやった中で借金もあったのかということも認識してもらいたいと、こういうことを言っているわけでございまして、そしてそれが生きた資産として残っておるといふこと、それが寒河江市の発展につながっておるんだということをお示しておるわけでございまして、その効果というものは存分に市民がこれは享受しておるものと、このように思っておるわけでございます。

ですから、これまでしたことが大きく市民に還元されておるといふことは私は言えるのではなからうかなと、こう思っておりますし、1問にも答弁したように、人口がふえているとか、あるいは税収も上がっているというようなこと、これが出てきておるわけでございまして、これをさらに市民に還元して、市の事業にこれを施策として取り入れておるわけでございますので、何もしないで財政健全化、健全化と言っている分にはこれほど楽なことはないと思います。ですけれども、これでは何のための施策だかなと、何のための行政だろうと、このように私は思っております。

側溝のことなどもお話がございましたけれども、側溝にしましても、あるいは用悪水路にしましても、それぞれ身を砕きながら、気を配ってやっておるわけでございますので、ほかの市町村とお比べになっただらなになっていただいていた方がいいんじゃないのかなと私は思っております。

それから、行財政改革に細かいところに配慮が行き届いておらない改革でないかなというようなお話がございましたけれども、やはり自分たちの事業なり、自分たちの仕事というようなものを、やっぱり自分たちの努力なり、あるいはやるということもこれも一つでございまして、1問にも答弁申しあげましたように、いわゆる自分の受益というものと負担ということもこれも考えていかなくちゃならないことだろうと思っております。何でも行政だ、行政だと、行政を批判をして自分の負担をしないというような考え方では、私は市民の意識というものが醸成されないものと思っております。

その点では、私はいつも申しあげておりますけれども、グラウンドワークなり、ボランティア活動というものが寒河江ほど盛り上がっている町はないと思っております。そういう意味では大変感謝しておるわけでございまして、そういうように行政と市民が一体となってまちづくりにいそしむということが求められておるわけでございまして、花咲かフェアが1,000万円から二千七、八百万円にふえたのがとんでもないみたいな話がありましたけれども、この議場におきまして、もっと花咲かフェアを盛んにして、実施計画の額では少ないんじゃないかと、こういう話が出てきているわけでございまして、また、花咲かフェアの効果というものはすごい効果を及ぼしていると、これは寒河江市だけじゃなくて県全体に寄与している効果というの大きいものがあると。

そしてまた、寒河江市のシンボルイベントとしての位置づけをおっしゃって、これが花咲かフェアのみならずさくらんぼ等々におきましても、あるいは交流人口の増大にも大きく貢献しているんだと、寄与しているということも話がありましたし、私も思っております。ですからこそやっておるわけでございます、これだけの、いつも申しあげますけれども、長期間を寒河江市民の力でやっておるといのはまずほかには見られないことだろうと私は思っております。これだけのエネルギーが寒河江にあります。寒河江市民がそれを持っておるといことを大きく証左としておるだろうと、このように思います。

元気の、そして市民の力のまずエネルギーが花咲かフェアにあらわれていると、こういうことでございまして、ですから、その効果というものは大きなものがあるわけございまして、それを少なくしろというような意見は、私は採用されるということにはいきません。

議会の中でも、繰り返し申しあげますけれども、増額してくれ、あるいは盛大にやってくれと、我々もボランティア活動として参加して協力しますからと、こういう意見が多数を占めておるわけでございますので、それに基づいて私も意を酌んでおるわけでございます。

それから、病院の改革でございますけれども、国のガイドラインに先駆けてプランをつくったわけでございますが、これは内容をごらんになっていただきますとおわかりのように、全く市民に対しましてより濃密な、そして親切的な、そして期待される病院である、あるいは治療が行えるようにということをやるところでございますので、病床を減らしたのはなんとかといったような話もございましたけれども、より入院しやすいようなベッドなりあるいは病棟にするということで、気持ちよく患者に過ごしていただけるように、安心して治療に専念していただくような、そういう環境づくりというものをやるわけございまして、それがあらゆる分野といいますが、部門でやっていこうと、こういうことでございます。（「手短にお願いいたします」の声あり）

また、国に対しましても、県に対しましても、あるいは地域医療の中におきましても、地域医療というのがこれは大切なことでございますから、そういう分野にも働きかけていっておるといことを御理解いただきたいものだなと、こう思います。

伊藤忠男議長 佐藤議員。

佐藤暘子議員 花咲かフェアについても、市長は大変、やるなというようなことはだれも言っていないというようなことを言われました。やるなとは言っておりません。私たち、一昨年12月に市民アンケート、8,000件にとりましたけれども、その結果ではやっぱり有料にすべきでないかと、ただ無料ではこれはうまくないんでないかと、税金だけを投入して無料というのはいまうまくないというふうな声だったわけです。ですから、その方向での見直しを進めるべきではないかと私は申しあげたいわけです。

それから、最上川緑地についても、何でそんなに税金をかけてする必要があるのでかという、これは市民の声です。必要なものであれば反対はしないのだと。ただ、なぜ必要なのか、どんな効果があるのか、そういうことをはっきり市民に示してほしいと、そういう声がたくさん出されているのです。

そういう市民の声を踏まえて、これからの行政に当たってほしいということを申しあげたいと思います。市民は、本当に市政のことをよく見ているものだとは私は思っているところです。以上です。
(終了の合図)

石山 忠議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号14番について、2番石山 忠議員。

〔2番 石山 忠議員 登壇〕

石山 忠議員 寒河江市民さくらんぼ憲章の「スポーツに親しみ、心身の健康につとめます」を実践するために、また、このテーマにかかわり活動している多くの市民とともに御質問と御提案を申し上げますので、教育委員長の御答弁をよろしくお願いいたします。

通告番号14番、スポーツに親しみ心身の健康を育むまちづくりについてお伺いいたします。

近年、社会環境や人々の生活様式が大きく変化する中、市民一人一人がそれぞれのライフスタイルにに応じて、日常生活の中で主体的にスポーツに親しみ、明るく、豊かで、活力ある社会を築いていくことがますます重要となってきています。スポーツは青少年の心身の健全な発達を促すとともに、自己責任、克己心やフェアプレイの精神を培い、仲間や指導者との交流を通じてコミュニケーション能力を育成し、豊かな心と思いやりをはぐくむなど非常に大きな意義を有していますし、特に、青少年が社会人としての規律を身につけていく上での貴重な活動としても大きな意味を持つものです。

寒河江市としても、スポーツの振興を通じた子供の体力向上や、だれもが身近な地域においてそれぞれの興味や関心にに応じて、生涯にわたり多様なスポーツに親しむことができる環境づくりに努めなければならないと思います。

そこで、寒河江市のスポーツ少年団の現状から見てみますと、平成17年度の小学生2,590名中641名が加入、加入率は23.47%、平成18年度では2,550名中712名で、加入率は27.92%となっていますが、山形県平均の31.76%、31.86%と比較すると若干低くなっています。中学生を含めると16.63%、19.92%となり、これも県平均の23.82%、23.91%を下回っています。

文部科学省の体力運動能力調査結果によりますと、依然として子供の体力は低下している傾向にあり、その背景には、生活習慣の変化や遊び場の減少など、子供を取り巻く環境の変化が考えられ、さらに、運動する子供としない子供の二極化が見られ、その体力差も広がっており、特に、人生で最も成長の著しい思春期の入り口と言われる小学校高学年5、6年生では、個人差はあるものの、身長が急速に伸びたり、心臓を初めとする内臓器官や骨、筋肉など運動にかかわる身体の諸機能の著しい発達が見られるようになり、この時期は一生の中で最も重要な心身の成長の黄金期と言われるため、運動指導への配慮を求めています。

平成20年1月19日、寒河江市スポーツ少年団が実施した体力テストの結果からも、瞬発力、腹筋の持久力、敏捷性においては全国平均と同程度であるが、腕の筋力の持久力及び全身の持久力の低下が見られると、寒河江市の子供たちの傾向を示しています。

次に、平成19年度の中学校運動部活動実態調査によりますと、陵東中学校男子は98.8%、女子は71.6%、陵南中学校では男子92.8%、女子73.2%、陵西中学校男子99.1%、女子68.2%と、男子ではかなり高い加入率になっています。

一方、国民のスポーツ実施率を高めるため「いつでも・どこでも・だれでも・いつまでも」を合言葉に、多世代、多志向、多種目、受益者負担を大きなねらいとして、総合型地域スポーツクラブづく

りが全国的に進められ、寒河江市においても平成18年寒河江市総合スポーツクラブ、愛称として「アスポーツさがえ」を設立し、会員の要望にこたえながら各種事業を展開しておられますが、会員が約250名と、まだまだ多いとは言えない現状です。

これから3中学校区に、それぞれ地域スポーツクラブを設立される計画を進めておられますが、元氣老人が中心のゲートボール、グラウンドゴルフ、パークゴルフを初め、若年層を含めた各種目のサークルや愛好会などを加えても、市民のスポーツ実施率は決して高いとは言えないと思われます。さきに述べました中学校の運動部活動の加入率は大変高くなっていますが、特に社会人となってから、成壮年層のスポーツ実施率は低くなっていると言われていますが、寒河江市の現状はどうでしょうか。

スポーツは、体を動かすという肉体的な要求にこたえるとともに、爽快感、達成感、連帯感などの精神的満足を高め、さらに体力の向上、ストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身ともに健康をもたらすものです。また、各種スポーツ競技において全国や国際大会で活躍するアスリートは、地域に夢と感動と喜びをもたらし、活力のあるまちづくりに大きく貢献するものと思います。

市報の「いきいき人間シリーズ」で表紙に取り上げられていますアスリートたちの活躍の紹介は、市民の皆様から好評のようです。また、本年は隣国中国で北京オリンピックが開催されることから、市内からオリンピック選手の誕生が実現したら、さらに大きな喜びとなることでしょう。

そこでお伺いをいたします。

地方行財政は、まだまだ厳しい情勢が続くと思いますが、心と体の豊かさを市民に、特に未来を担う青少年に夢と感動と活力をもたらすため、平成20年度をスタートとして、どのようなジュニアから元氣老人まで多世代にわたるスポーツ振興策をお持ちなのか、現状と実態とともにお知らせいただきますようお願い申しあげまして、第1問とさせていただきます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 ジュニア層から元気老人まで、多世代にわたるスポーツ振興策ということについてお答えをいたします。

生涯にわたって、健康で安全な明るい生活を送ることはすべての市民の願いであり、また個々の市民の幸福にとどまらず、社会全体の活力の維持のためにも強く求められており、スポーツの果たす役割はますます大きなものとなっております。

そのため、寒河江市教育振興計画において、スポーツライフの基盤づくり、生涯スポーツの振興、競技力の向上を三つの柱として定め、市民一人一人が、いつでも・どこでも・いつまでもスポーツに親しむことができる社会の実現を目指して各種施策を講じております。

一つ目の、生涯にわたりスポーツに親しむ生活、つまりスポーツライフの基盤づくりであります。スポーツライフが充実したものとなるかどうかは青少年期にさまざまなスポーツに接することが大切であると言われております。学校体育は、子供たちが生涯スポーツの基礎を養い、たくましく生きるための健康や体力向上の大切さを理解させていくこともねらいの一つであります。そのため学校との連携を図りながら、指導者の資質向上のための研修機会を拡大するとともに、運動やスポーツの楽しさを子供たちが体験できるよう、ニュースポーツの指導者派遣による出前事業や用具の貸し出し事業を進めていきます。

また、地域スポーツ団体等との連携を図りながら、学校教育の現場においても地域のスポーツ指導者を活用できる仕組みを検討してまいります。

さらに、子供たちがスポーツの喜びを学び、健康な体と心を養い、地域社会の中で活力に満ちた生活を送れるようスポーツ少年団活動を推進してまいります。

二つ目の、生涯スポーツ推進ですが、先ほど質問にありました本市における成人のスポーツ実施率は、平成14年度の山形県による調査によりますと、週1回以上運動やスポーツ活動を行っている人は29.2%と3割弱であります。国及び山形県のスポーツ振興計画では、成人の週1回以上のスポーツ実施率が50%になることを目指しています。

こうした状況を踏まえまして、市では少年スポーツ教室やちびっこスポーツ教室、スポーツ面白講座、スポーツレクリエーション祭などを開催し、市民がスポーツを日常生活に取り入れるきっかけとなるべく努めているところであります。

また、地域資源の活用によって生涯スポーツの普及、振興を図っていく中で、現在整備中の最上川寒河江緑地多目的水面広場の有効利用を念頭に置きながら、カヌー教室などを新たに開催し、地域に根ざした特色あるスポーツの普及に努めてまいります。

さらに、市体育協会や各スポーツ団体と連携を図りながら、スポーツ教室や講習会の開催を通してスポーツに親しむ環境整備とスポーツ人口の拡大を進めてまいります。

さて、だれでもがそれぞれの体力や年齢、興味、目的に応じてスポーツに親しめる総合型地域スポーツクラブ「アサポートさがえ」が誕生して2年が経過しました。まだ会員数は少ないわけですが、着実に増加しておりまして、小学生から70歳代まで、幅広い年齢層の人がさわやかな汗を流し

ております。

市ではスポーツ教室等を委託し、スポーツクラブと連携を図りながら、多くの方が気軽にスポーツに親しめるよう努めております。来年度におきましても、65歳以上の方を対象に「いきいき健康教室」を市の委託で引き続き実施し、また、スポーツの実施率が低い40歳代以下の人を対象にしたスポーツ体験教室やトレッキング教室、スポーツ講演会等も開催する予定であり、引き続きスポーツクラブの発展、充実に向け支援を行ってまいります。

もう一つの柱が競技力の向上であります。近年、本市出身者がスポーツの各分野にわたって全国や世界で活躍する例がふえております。例えば、一昨年夏の甲子園大会で本県代表が県勢初のベスト8入りを果たしたチームの本市出身監督や選手の活躍は今も記憶に新しいところであります。

本市出身者が、全国や世界で活躍することは地域に夢と感動を与え、市民の喜びと新たな活躍につながることから、スポーツライフの基盤づくりや生涯スポーツ推進の原動力になるものと思います。

以上のとおり、スポーツの振興については幅広い施策を行っておりますが、市民みずからが自己の充実と生活の向上を目指して、主体的にスポーツに参加できるよう今後とも努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 御答弁ありがとうございました。これまで、あるいは今後の活動を進めていくためにいろいろな計画をお持ちだということをお伺いをいたしました。

そこで第 2 問に移らせていただきます。現状を、あるいは今後の計画を踏まえまして、2 点について御提案を申しあげたいと思います。

生きがいや潤いのある充実した市民生活を送ることは、みんなの願いであるということは今の御答弁にもありました。スポーツの果たす役割はますます大きくなります。また、多様な価値観や生活習慣にあわせて、気軽にスポーツに親しめる環境づくりを進めていかなければなりません。健康・体力づくりの教室の開設やスポーツのあるコミュニティづくり、地域住民による自主的なスポーツクラブの組織化など、寒河江市体育協会を中心に活動は進めておられますが、生涯スポーツ社会のさらなる充実のために具体的な御提案を申しあげます。

まず最初に、旧寒河江土地改良区事務所の利活用についてでございます。

この建物は平成 17 年度に市が求められ、寒河江市の体育施設と隣接、特に市民プールと並んでいるために、直接往来ができるように設備を整え、市内小学校水泳大会を初め、水泳大会時には大変便利に活用され大会関係者からも喜ばれています。しかし、大会などは夏の間の一定期間となるために、その他の期間については利用されていないようです。

現在、総合型地域スポーツクラブ「アスポーツさがえ」が、寒河江市体育振興公社を中心に寒河江市体育指導委員会、寒河江市体育協会の協力で運営をしておりますけれども、クラブの今後の計画には、クラブハウスを含めた拠点施設が欠かせないとしています。また、26 競技団体、8 地区体育協会で構成する体育協会においても、おのおのの競技団体の事務局は個人の自宅などが多く、体育関係者の城として仮称「スポーツ会館」を求める声があります。

各競技団体として多額の負担はかなわないとしても、応分の負担を求めながら、総合型地域スポーツクラブのクラブハウス及び競技団体の拠点施設としてスポーツ会館を、ぜひ実現してほしいものだと思っております。

次に、中学校の運動部活動についてでありますけれども、最上川寒河江緑地整備事業も進み、多目的水面広場整備も平成 20 年度に試験湛水が始まり、平成 21 年度には仮の使用が可能と伺っています。

そこで、寒河江高校や谷地高校のカヌー部は全国的に活躍していることから、当然として中学校のカヌー部の話題も出てくると思います。御承知のとおりカヌーには、4 人乗り、2 人乗り、1 人で漕ぐシングル、あるいはカヤックやカナディアンなど、その他の種別もありますので競技用具などはとても高価なものになります。各々の中学校では負担が大変になりますし、保護者にとっても同様なことだと思えます。さらに、生徒の減少も予想されることから、3 中学校合同の部活動として活動することが合理的だと考えますが、いかがでしょうか。

また、陸上競技につきましても、陵南中学校には陸上部がありますが、陵東中学校には、形はちょっと違うものの、アスリート部として活動しています。陸上競技は短距離、長距離、投てき、跳躍といったいろいろな要素を持つ競技であることから、それぞれの特性に見合った指導やメニュー、それに設備が必要になってきますし、多種目に多くの人数で活動できる競技です。そんなことから、3 中

学校合同の活動ができないものかと思います。

指導には陸上競技協会の協力を求めることや、施設として、第4種公認を受けている寒河江高等学校グラウンドの使用などが考えられますし、このことは、現在ちょっと低迷しております寒河江西村山駅伝チームの強化にもつながるものと思います。中学校体育連盟の考え方や制度の制約については詳しく承知しておりませんが、この辺は御了承いただきたいと思います。

なお、全国的に競技団体を初め各体育連盟の取り組みがなかなか進んでいないことから、部活動主体から総合型地域スポーツクラブへ移行しよう、切りかえをしていこうと進めております文部科学省や、県のスポーツ振興基本計画、及び市の目標まではまだまだ遠い現状にありますけれども、総合型地域スポーツクラブ化の障害にならないように配慮することは当然のことですし、逆にクラブ化を進められる形態を念頭に置いて検討していくことはできると思いますが、いかがでしょうか。

2点の御提案を申しあげまして、第2問とさせていただきます。

伊藤忠男議長 大沼教育委員長。

大沼保義教育委員長 お答えいたしますが、先ほど話が出ていました新学習指導要領を見ましてもおよそ 1 時間ほど授業もふえると。それもいろいろ議論の中で、隔週土曜日という話もありましたが、結果的には週 5 日制の中でふやすということでもありますから、学校の現場は非常にきついという感じはしているわけでありまして、そのためにもやはり部活動を議員がおっしゃるように、将来的には地域総合スポーツ型に移行していくんだということは将来的には非常に大事なことじゃないかなと。そのためにもそれを、「アスポートさがえ」等々をこれから支援する意味でも、拠点というものは大事なことだなと私も全く同感でございます。

旧寒河江土地改良区事務所の跡地利用という御提案でございますけれども、確かに今雪に閉ざされておりました、まことにもったいないという感じもしております。ただ、いろいろ施設等の問題、あと部活動の問題、いろいろ実務的には難しい問題がたくさんございますので、担当者から答えさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

伊藤忠男議長 工藤生涯学習スポーツ振興課長。

工藤恒雄生涯学習スポーツ振興課長 それでは、お答え申し上げます。

一つは、ただいま委員長からありました旧寒河江土地改良区事務所の利用についてでございますが、委員長が申しあげましたように、その団体が自立して活動していくためには拠点となる施設が必要ということで、体育協会やアスポーツさがえを初めとする各団体と協議をしながら、施設の有効な活用について今後検討を進めてまいりたいと考えております。

あと、2 点目にございました、三つの中学校合同の部活動として活動できないかということに對しましてでございますが、それを実現するためには難しい問題があるようであります。

仮に三つの中学校が合同で部活動を行うとしましても、それぞれの学校が顧問を置かなければならないことになっております。また、部活動以外の形態で活動を行ったとしましても、中学校体育連盟の規約に「中体連加盟の種目についてはあくまでも各学校の部所属の生徒に限る」という規定があることから、中体連の大会には参加できないこととなります。

ただ、御質問のカヌー競技につきましては、中体連に加盟していない競技であります。そのためクラブ形式でのさまざまな大会への参加は可能であります。この場合は、受け皿となるクラブの体制づくりという課題が残ることとなります。

また、陸上競技の例もございました。中学校に、陵東中学校ではアスリート部、陵西中学校では総合運動部という受け皿を用意しまして、生徒は外のクラブ等での活動を行う、そのことを支援している例がございます。しかし、この場合でも合同の部活動ということになりますと、大会参加の問題、また指導体制づくりという課題が残ることとなります。

なお、最後にありました部活動主体から総合型地域スポーツクラブへの切りかえ、これにつきましては、確かに生徒数の減少や指導できる教員の確保などの問題もありまして、これからそういう方向に動いていくということで文部科学省としても進めることになっております。しかし、今のところ具体的な動きはありません。

いずれにいたしましても、将来において受け皿と期待される総合型地域スポーツクラブ、本市ではアスポーツさがえが活動を始めております。その自立と充実、発展に向けまして必要な支援を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

伊藤忠男議長 石山議員。

石山 忠議員 現状をお伺いしました。

まず最初に、スポーツ会館あるいはクラブハウスの跡地利用のことですが、やはり体協加盟団体の方々は、先ほども申しあげましたように事務局というものを持っておりません。そんなことでスポーツ会館という形をつくってほしい。ただし、それについては自分たちが、例えば看板料の名目とか、あるいは需用費といいますかランニングコストの一部とか、そういったことを自分たちの能力の中で負担をするなり、そんなことでぜひ実現していただきたいものだという、自分たちも負担をしながらでもそういう拠点施設が欲しいんだという意見が大分ございます。そんなことで、教育委員長なり、あるいは教育長なりの方から御答弁がありましたように、ぜひ御検討をいただきたいなというふうに思います。

それから、運動部活動のことですが、やはり今文科省が出されたスポーツ振興計画を、10年間の計画範囲の中で大体半分以上過ぎてはいるはずで。その中で部活動とか、あるいは中体連、高体連や、そういった対外試合の形態や、そういったことも見直しをしながら総合型地域スポーツクラブを育てていこうという、欧米型のスポーツクラブにしていこうという発想がなかなか進まないというのは、先ほど申しあげたように競技団体や、あるいは各体育連盟の方の動きが鈍いということが原因だと思っています。

そんなことで、特に陸上競技の場合なんかですと、各ほかの種目でやっている生徒を陸上競技大会にあわせて訓練、あるいは練習をしチームをつくっていくというような現状がありますので、なかなかそれも進まないのかなと思っています。

そんなことで、特に今回合同というふうに申しあげましたのは、試合は別にしても、総合的に3中学校一緒に活動する中で、例えば高校の場合なんかですと、駅伝なんかについてはチームがつかない場合には合同でもよろしいというような例が見受けられるようですので、そんな考え方を少しかえていけば、先ほどカヌーはそういう組織に加盟していないので大丈夫だというふうにありましたけれども、そういうことで進めていくことが動きの鈍い総合型に移すという、スポーツの運動の今後の形態に対応していける手だてになるのかなということで申しあげたつもりでございました。

そんなことで、やはりジュニアから高齢者まで、介護保険の世話にならない元気な高齢者になっていくためにも、ジュニア期からそれに積極的に参加をし、その体験を生涯スポーツとして持つていくことが自分の幸せな、豊かな生活を送れる一つの手だてになるんだと、それが豊かなまちづくりにもつながるのではないかと。行財政改革の中でお金がない、お金がないということよりも、もっとそういうホットなといいますか、豊かな気持ちの部分のフォローをするためにもぜひ取り組んでいただきたいものだなというふうに思って御提案を申しあげました。

いろいろと障害があろうかと思いますが、ぜひ実現されるように要望をいたしまして、第3問として質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

伊藤忠男議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後 1 時といたします。

休 憩 午前 11 時 56 分

再 開 午後 1 時 00 分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

那須 稔議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号15番、16番について、17番那須 稔議員。

〔 17 番 那須 稔議員 登壇 〕

那須 稔議員 私は所属している政党・公明党と、通告してある件に関心を持っている市民を代表しまして、私の考えを交えながら質問をさせていただきますので、市長の御所見をお伺いいたします。

通告番号15番、発達障害者への取り組みについてお伺いいたします。

まず初めに、1 番目として、発達障害者への発達支援へのビジョンとございますか、今後の取り組みについてお聞きをします。

発達障害者とは、自閉症、アスペルガー症候群などを含めた広汎性発達障害や、学習障害や注意欠陥多動性障害などの脳機能障害の方々を総称して言われております。

発達障害者支援法が、平成17年4月に施行されたことに伴い、これまで身体障害者福祉法や知的障害者福祉法、それに精神保健福祉法で行ってきた障害者福祉対策の対象外として十分な支援を受けることができなかった発達障害者に対し、ようやく社会的に認識され始め、支援の取り組みが今進められています。

そういう中であって最近、発達障害の子供を抱える保護者がまとまって「発達支援ひろがりネット」などを組織し、多くの方々にその存在を理解してもらい、同時に種々の課題の解決に向けて力を合わせて取り組もうと立ち上がっております。

これらの方々の社会的自立と安定した生活の実現を図っていくためには、幼児期から成人期に至るまでそれぞれの特性に応じて支援やサービスが求められています。国でも法律が施行されたこと伴い、厚生労働省内に発達障害対策戦略推進本部を設置し、さまざまな角度から総合的な検討を開始をしております。

本市においても平成19年3月、寒河江市障がい者基本計画を策定し、身体障害、知的障害、精神障害、発達障害者を対象として、平成27年を目標年度として、この計画の理念にもありますように、「障がいのある人が地域の中でその個性と人権が尊重され、自立した生活が営めるように関連する分野が協働し、必要な支援を受け、生き生きと地域で生活できることを目指す」とありますが、その目標に従って取り組みが進められているのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。一つには、寒河江市障がい者基本計画では、計画の効果的な推進を図るため、障害のある人、地域、学校、団体、企業がそれぞれの役割を果たしながら互いに連携、協力し、一体となって取り組むことが明記をされています。この計画の中で発達障害者に対しての計画の推進のために推進協議会などの設置が望まれると思いますが、どのように考えるのかお聞きをします。

二つには、言うまでもなく、支援が成功するかどうかはそれを担う人材の育成が大変重要であります。行政担当者、保健師、保育士、教員などの研修の実施とあわせて専門的知識を有すく人材の確保に積極的に努めることが望まれます。研修参加や専門性を持った人材を何年間で何人育成するなどの数値目標を明確にし、具体的な計画を策定して取り組むべきだと思いますが、いかがなものか、お考えをお聞きします。

2 番目として、発達障害者への支援体制についてお伺いいたします。

一つには、関係課との連携による支援体制についてお聞きします。

発達障害者支援法では、医療、保健、福祉、教育、労働などについての課が連携し、幼児期から成人まで適切な支援をつないでいくことにより発達障害者の社会的自立を促していくことが明記をされています。そして、地方公共団体の責務として、適切な支援体制の整備について迅速に取り組んでいくとなっております。

保育、教育、就労のさまざまな場面において相談に行っても門前払いを受けたり、たらい回しにされることが起きないように、縦割り行政の壁を乗り越え、関係課の連携による適切な支援体制の整備が求められます。

そこでお伺いいたします。本市においては発達障害者支援法が施行されて3年目になりますが、関係課との連携による支援体制についてどのように取り組まれているのか、現状と今後の取り組みについて考えをお聞きします。

二つには、発達障害者についての理解を促すための取り組みについてお聞きをします。

発達障害者の障害特性の理解と対応について多くの人たちに周知してもらい、広く発達障害者を理解していくことが求められています。発達障害の難しい点は、人の成長、発達のしかたには個人差があるということ、法でいう発達障害はわかりにくいいため、どの程度、どの範囲までを発達障害ととらえていいのかなど、一般の人々に、知的障害を伴わない場合の発達障害についての理解を促すのはなかなか難しいと思われまます。そういうことでは積極的に機会を利用し、啓発に努めることが必要だと思います。

そこでお伺いいたします。一つには、本市として発達障害についての理解を促すための取り組みをどのようにされているのかお聞きをします。

二つ目には、行政を中心とした発達障害者支援ネットワークの構築、また、市のホームページや市民講座や市民ボランティア講座などにおける啓発の取り組みについてどのように考えるのかお聞きをします。

次に、三つには、保育所における発達障害児の取り組みについてお聞きします。

保育所における発達障害児については、発達障害について理解し、対応できる職員を研修により積極的に育成していくことが望まれることだと思います。

そこでお伺いいたします。一つ目には、市内の保育所の発達障害児の状況と取り組みについてどのようにしているのかお聞きをします。

二つ目には、保育所における発達障害児の取り組みとして、保育所の職員への発達障害についての研修や専門職による巡回指導などが望まれると思いますが、これらについてどのように考えるのかお聞きをします。

三つ目には、発達障害者に対して福祉サービスなどの支援策の取り組みについてお伺いいたします。

一つ目には、発達障害者は知的障害者や精神障害者の範疇でとらえられない人が多く、大半が療育手帳や精神障害手帳が交付されず、福祉的支援が受けられない状況となっております。

制度のはざまにあるこの発達障害者に対し、市独自の救済策は考えられないものかと思えます。例えば知的障害者や精神障害者に準ずると医師により判断された発達障害者には、医師の診断書があれば各種福祉サービスが受けられるようにしてはいかがなものか、お考えをお聞きします。

二つ目は、発達障害者は現在の療育手帳や精神障害手帳の対象になっていないところです。これら

の発達障害に対して新しく発達障害者手帳の発行を関係機関に要望してはいかがなものか、お考えをお伺いいたします。

四つには、発達障害者への就労の取り組みについてお聞きします。

発達障害者支援法では、就学前から就労まで適切な支援をつないでいくことにより発達障害者の社会的自立を促していくことが明記をされています。この点については関係機関で協議会を設け、個々に、どのようにすれば雇用につなげていけるかを真剣に検討していくことが求められております。そして一人一人に合った雇用先を見つけ、就労への道を開いていくことが大切です。このように、発達障害者への就労支援策を展開すべきではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

3番目として、発達障害者の早期発見への取り組みについてお伺いいたします。

ここ数年、増加傾向にある発達障害の早期発見を考えてみた場合に、3歳児健診から就学前健診までの期間の開き過ぎが指摘をされています。発達障害の発見については、自閉症や重度・中程度の精神遅滞などについては3歳児健診までに発見されることが多く、一方、注意欠陥多動性障害や学習障害などの軽度発達障害は3歳児健診までには気づきにくいと言われております。3歳児健診までは特に問題が指摘されなかったにもかかわらず、保育所や幼稚園で集団生活を行うようになって、保育士から集団行動がとれないなどの問題を指摘される幼児がいます。

それは集団生活をする年齢、つまり5歳程度にならないと適切に指摘できない脳の発達段階に起因していると言われております。就学前健診で、発達障害児であると言われた保護者にとっては大きな大きなショックだと思います。あらかじめ就学1年前に健診をすることによって、保護者の受けるショックもやわらげられるのではないかと思います。

このように、5歳児健診を行うことによって指導・療育が入れば就学前健診時には保護者もきちっと判断できるように思われます。また、子供にとってもよりよい方向に判断されるのではないかと思います。

そこでお伺いいたします。一つには、3歳児健診における発達障害者への取り組みと、ここ数年間の発達障害児についての診断結果について、どのようになっているのかお聞きをします。

二つ目には、乳幼児健診の際に保健師など乳幼児と接する職員など、関係スタッフの発達障害の理解が早期発見にも大事かと思われます。早期発見するためにも発達障害についての研修が必要だと思われませんが、これらの保健師、乳幼児と接する職員に対しての発達障害についての研修についての考えをお聞きします。

三つ目には、乳幼児健診の際に発達障害の早期発見への取り組みとして、5歳児健診の導入についてのお考えをお伺いいたします。

次に、通告番号16番、乳幼児健診の取り組みについてお伺いをいたします。

初めに、1番目として、3歳児健診に視能訓練士による視能検査の導入についてお伺いをいたします。

近年、増加をしております低体重の新生児や仮死状態で生まれてきた新生児は、医療の発達により、大変喜ばしいことですが命は助かるようになりました。しかし、このようにして生まれてきた新生児は呼吸とか視覚の機能が整っていないことが多く、目に障害がある場合、そのまま放置すると視覚認識が発達しないため生涯にわたり視力が出ず、弱視化や、重いものでは目が見えなくなるなど、取り返しのつかない障害となるとの疾病例などが見られるようであります。そして、低出生体重児の障害

発生率は、視覚異常では100人に2人ぐらいと、2%と推測をされています。

特に脳は、3歳までに急速に発展・発育をし、その能力をつくる情報の90%は目から入ると医学的にも証明をされています。そういう意味では、脳の形成には目が最も重要だと言われております。子供の目の機能は生後発達を続け、6歳にはほぼ完成されると言われています。遠視、近視、乱視などの屈折異常や斜視があると良好な視力が得られなくなります。このため、こうした異常を早期に発見することが望まれています。

本市においての3歳児健康診査に際しては、視力検査が主である視覚検査が実施をされています。それは、各自あらかじめランドルト環、眼科疾患発見のためのアンケートを配布し、これらのことを各家庭で実施をしてみた上で健診会場に来てもらう。そこで健診担当医の小児科医の先生や保健師が結果をチェックし、異常が疑われる場合は眼科医に紹介し、精密検査をすることとなります。

現状では、3歳児健診の視覚検査で異常が発見されなかった場合、就学前健診まで検査の機会がないのが現状であります。3歳児健診での検査のあり方が早期発見につながるわけで重要になると思います。

そこでお伺いいたします。一つには、本市での3歳児健康診査での視覚検査についての検査の結果について、どのような状況なのかお聞きをします。

二つ目には、各自が家庭内でランドルト環による検査を行い、健診時に自己申告するという従来の検査方法については、一部の眼科から発見精度が低いのではないかと疑問視する声が上がっております。3歳児では発達に個人差があり、正確な意思表示ができるかどうか疑問が残る上、保護者の取り組みにもばらつきがあるためだと関係者は指摘しております。

視覚異常などの早期発見による子供の健やかな成長を願って、3歳児健診の検査項目に視能訓練士による視覚検査を導入することについての御所見をお伺いいたします。

次に、2番目に、新生児の聴覚検査の導入についてお伺いいたします。

生まれつき耳が聞こえない、または聞こえにくいという障害を持つ子供は、出生1,000人に1人が2人の割合で生まれてくるそうであります。耳が聞こえないと言葉も覚えることができません。しかし、できるだけ早い時期に障害を見つけ治療や訓練を始めることで、その言葉の発達のハンディを最小限に抑えることができるということです。そして難聴を新生児段階で発見・療育すれば正常児と同等の言葉が話せるようになるなどの症例なども報告をされています。

今まで、新生児の聴覚障害はなかなか診断することはできませんでしたが、最近、新生児期の検査のための装置が新しくつくられてきているようです。新生児の聴覚検査の導入をしている自治体などでは、検査体制が整備されている医療機関に委託をしております。検査は、新生児聴覚スクリーニング検査を用いています。この新生児聴覚スクリーニング検査は比較的操作が簡単なもので、新生児が生まれて退院するまでの1週間の間に、その新生児が自然熟睡をしている間に検査をしており、時間は数分でできるということになります。

本市における聴覚検査については、3歳児健診を受診された子供さんを対象に、ささやき声やチンパノメトリーによる聞こえの検査を実施しており、検査結果については、耳鼻科の先生により結果をチェックし、聞こえについて心配がある場合は精密検査を勧めているようであります。

そこでお伺いいたします。一つには、本市での3歳児健康診査での聴覚検査について、検査の結果、どのような状況なのかお聞きをします。

二つには、新生児の聴覚検査には新生児聴覚スクリーニング検査が行われますが、市内の病院で、このような新生児に対して聴覚スクリーニング検査ができる病院は幾つあるのかお聞きをします。

三つ目には、乳幼児健康診査の取り組みとして、早期発見そして早期治療や訓練によって発達のハンディを最小限に抑えるためにも、新生児期における聴覚検査の導入についていかがなものか、御所見をお伺いいたします。

以上で、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、発達障害者への取り組みについてでございます。

最初に、発達支援のビジョンについてということでございますが、その中で、地域自立支援協議会と人材育成の二つの御質問がございました。

平成19年3月に策定しました市障がい者基本計画は、平成19年度を初年度とし平成27年度を目標年度として、障害者のライフステージ全体に係る施策の方向を定めたものでございます。この計画の効果的な推進を図るため、地域自立支援協議会を設置することにしております。しかし、まだ協議会を設置しておりませんが、早々に協議会を設置いたしまして、その中で発達障害者も含めた広く障害者全般に係るサービスや地域生活の支援について協議してまいりたいと考えているところでございます。

次に、人材育成でございますが、もとより支援に当たる担当職員の研修などの人材育成は、発達障害の相談に的確に対応し、必要な支援策を実施していくのに極めて重要であると認識しております。発達障害を正しく理解してもらうための研修会や講演会を開催する役割を担っている県の専門機関として、発達障害者支援センターがございまして、市としましては、支援センターが主催する研修会などについて計画的に受講させるなど、人材の育成を図っているところでございます。

次に、発達障害児者への支援体制について五つほど質問がございました。

まず、1点目でございますが、関係課との連携のことでございます。

御案内のように、本市におきましてはハートフルセンターを拠点に、保健福祉医療及び介護などの一貫したサービスを提供していく体制となっていることから、日常的にそれぞれの部門との連携を取り合っているとともに、必要に応じて学校教育課などとの連携も図る中で、発達障害者などからの各種相談に適切に対応できるようにしております。今後におきましても、日常的に連絡を取り合う中で支援してまいりたいと考えております。

2点目は、発達障害者支援のネットワークでございます。

県の発達障害者支援センターとの連携を核としながら、先ほどの地域自立支援協議会を早く立ち上げてネットワークを構築し、支援に当たってまいりたいと考えておるところでございます。

それから、保育所における取り組みについてでございますが、市立保育所では平成12年度より障害児保育を開始しており、平成19年度においては17名の障害児を受け入れ、そのうち13名が発達障害児であります。その中でも障害の程度が重い児童に対しましては、児童1人につき1名の保育士を配置し保育に当たっており、平成19年度は9名の保育士を障害児保育の担当として配置しております。

次に、保育所職員の研修と専門職の巡回指導等の導入についての御質問がございました。

職員の研修につきましては、毎年2ないし3名の保育士が障害児保育の研修会に参加するとともに、必要に応じて県の総合療育訓練センターから専門の先生に来所していただきまして、個別ケースの指導・アドバイスを受けております。さらに10年前から、障害児保育の専門である東北福祉大の教授から毎年1回、全保育所でそれぞれ1日かけて保育現場を見ていただきながら、発達障害児の保育のみならず健常児も含めた指導・アドバイスを受けているところでございます。

それから、発達障害者に対する福祉サービスなどの支援策の取り組みについてでございます。

知的障害者や精神障害者に準ずるとの医師の診断書があれば、各種福祉サービスが受けられるようにしてはどうかということでございますが、現在のところ県では、発達障害児者についての実態や課題の把握を行い、市町村における一貫した支援策を含めどのような支援のあり方や支援体制が可能なのかを検討するための調査研究の段階でございまして、本市におきましても、このような県の動向を見ながら福祉サービスなどの支援策を検討してまいりたいと思っております。

次の質問でございますが、発達障害児者に対する、新しく発達障害者手帳の発行というものを県なり国なりに要望してもらいたいという、それに対しての考えいかんということでございます。

御案内のように、知的障害についても、精神障害についても、障害者の手帳につきましては、その症状や障害の固定化などが進むことによって日常生活等における支障、制約の状態が固定的に継続している方が対象となるものであります。そのことから見ますと、発達障害児者の場合には障害の固定化という点で検討すべき課題があるため、療育手帳のような発達障害者手帳制度の導入はなかなか難しいのではないかと考えております。したがって、国、県への要望については他の市町村の動向を見ていく必要があると考えているところであります。

次に、就労支援策でございます。

今もお答え申しあげましたように、県における支援のあり方全体にかかわる検討の状況や動向を踏まえていくべきものと考えているところであります。そのため、総合療育センターに併設されている発達障害者支援センターとの連携のもと、障害者雇用の窓口機関であるハローワークや、自立に向けての就労などを支援している障害者就業生活支援センターなどの活用を図りながら進めているところでございます。

次に、3歳児健診における発達障害児への取り組みと、ここ数年間の健診結果についてでございます。

3歳児健康診断時の対応につきましては、3歳児健診に当たり事前に郵送して記入してもらった、40項目以上からなるところの健康調査票に基づきまして、市の保健師が父母と面接方式で記入内容の確認や質問などをしながら聞き取りをいたしまして、さらには、子供に実際に絵本や積み木などを使ってもらい、言葉のおくれやコミュニケーション、落ち着きがないかなどの状況を観察しながら、内容を補足した調査票に基づき小児科の医師に診断してもらっているところであります。

それから、ここ数年間の健診結果のことでございます。

平成16年度は、受診者数401人のうち、健診担当医師の判断により、軽い異常のあった要指導児3人、それから医師の診断や保護者の訴え、保健師の観察により、しばらく子供の発達成長の様子を見ていこうと判断された要観察児39人、それから、児童相談所での受診対象となった要精検児1人となっております。平成17年度は、受診者数383人でございまして、要指導が1人、それから要観察21人、要精検3人となっております。平成18年度は、受診者数380人のうち、要指導が1人、要観察が17人、要精検2人という診断結果となっております。

次に、保健師、乳幼児に接するところの職員に対する発達障害について、研修についてどうかという御質問がございました。

発達障害は、早期に発見し適切な支援が行われれば障害を最小限に抑えられると言われていたことから、健診などに携わる職員についてはより多くの専門的な知識を習得し、健診などで発見を見逃す

ことのないようにすることが重要と考えているところであります。このため、積極的に研修会などに出席させているところであります。

それから、早期発見への取り組みとして5歳児健診の導入についての考え方でございますが、発達障害は対人関係が苦手なことが多いため、集団生活の中でより目立つことから集団生活の中で発見しやすいと言われております。

本市における集団保育は、3歳児健診受診児では83%、4歳児では96%、5歳児におきましては99.2%と高い比率でありまして、集団保育の中で障害の発見しやすい環境にあることや、保健師や家庭相談員が保育施設と連携を取りながら発達障害の発見、支援に努めていることなどから、これまで3歳児健診やこれらの取り組みの結果、就学時まで発達障害に気づかなかつたという事例は聞いておりませんので、5歳児健診の導入までは考えていないところでございます。

次に、乳幼児健康診査の取り組みについて、何点かの御質問がございました。

まず、3歳児健康診査での視覚検査の結果についてでございます。

平成18年度は、受診者数が380人、そして要精密検査該当児は21人となっております。そして精密検査受診の結果、異常なしが3人、医療機関での経過観察となった幼児は10人で、残りの7人は医師の受診を受けたようであります。

次に、3歳児健診の検査項目に視能訓練士による視覚検査の導入についてと、これについてお答えいたします。

視能訓練士は、御指摘のように、視能訓練士法に基づく国家資格で、眼科医の指示のもと視機能検査を行うとともに、斜視や弱視の訓練治療に当たる専門医療スタッフであります。山形県内では27カ所の医療機関に配置されており、寒河江市では1カ所の医療機関に配置されておるようで、人材的には少ないようでございます。このようなことから、村山保健所管内自治体での導入はありません。

視能訓練士はまだ市民にもなじみが薄く、本市周辺での人材も少ないことを考えると、導入にはもう少し時間が必要であると思っております。

次に、新生児における聴覚検査の導入についてでございます。

まず、3歳児健康診査での聴覚検査についての結果でございます。

18年度は受診者が380名のうち、治療中の3名を除く377名のささやき声検査、それからチンパノメトリー検査の結果を専門医療機関で診断してもらった結果、問題なし288名、要経過観察児1名、要精検児88名でありました。そして、要精検対象者には無料受診券というものを交付の上受診勧奨した結果、要精密検診受診者82名で、そのうち問題なし50名、要観察2名、要治療30名でありました。

市内の病院で、新生児聴覚スクリーニングができる病院は幾つあるかということも質問されました。

現在、市内において新生児聴覚スクリーニング検査実施医療機関は2カ所の産婦人科医院となっております。

次に、新生児期における聴覚検査の導入についてでございますが、先天性の聴覚障害は、早期に発見され早期に適切な支援が行われれば障害による影響が最小限に抑えられ、コミュニケーションや言語発達が促進されることは御案内のとおりかと思えます。特に生後6カ月までに訓練を開始した場合、言葉の発達の程度は、それ以降に訓練を開始した子供に比べて優位になるため、早期発見・早期療育が必要となることも承知のことかと思えます。

当市における乳児は、新生児聴覚スクリーニング検査実施医療機関での出生が7割を超えており、

多くの乳児が実施済みと思われます。現在、既に多くの乳児が新生児時期に新生児聴覚スクリーニング検査を実施しており、これからも機会をとらえ積極的に受診を勧めてまいりたいと思っております。以上です。

伊藤忠男議長 那須議員。

那須 稔議員 今、市長から答弁をいただきました。私の提案といいますか、そういうものを真摯に受けとめていただきまして、大変にありがとうございます。

それでは、2 問目に入らせていただきますけれども、この発達障害者につきましては、平成17年から施行されているということで、年限的には浅いということがあります。それで県の動きなどを見ますと、先ほどもありましたが、発達障害者支援センター、これを上山の療育センターの方に併設をして、要するに発達障害者についてのいろいろな取り組みはしているようでありましてけれども、まだまだ、先ほどあったように発達障害者に対する支援とか、一般的な動きというものがなかなか見えてこないというような状況にあるわけです。

それで、市は当然発達障害者を抱えている家族とか、あるいは関係者の声が一番届く行政機関でもありますので、そういう意味では県等々に対して要望していくということが大事になってくるんじゃないかなと、このように思っているところです。

それで協議会、要するに先ほど言いました協議会の設置について、今後協議会を立ち上げていくというようなことがございました。これは、寒河江市の障がい者基本計画を見ますと、先ほどあったように身体から、精神から、知的から、いろいろなふうなものが含まれております。それで、発達障害者というようなことで施策の方向性というのを見ますと、なかなかその中には発達障害者に対して具体的な取り組みというのが、なかなか私的には見えてこなかったと思っております。そういう意味ではその辺、発達障害者に対しての施策の方向性ということについて、どういうふうに今後、支援、方向ということを考えていらっしゃるのかお聞きをしたいと思います。

それから、これは平成27年までの9年間、要するに計画が推進をされるわけでございますけれども、その9年間の中で、その計画の中にも明示をされているわけなんです、具体的にその施策の進捗状況の確認とか、あるいは発達障害者に対しての支援が今後3年あたりからぼちぼち国の方、あるいは県の方でも動きがあるかと思えますけれども、その件について、身体障害者、寒河江市の基本計画等々についての見直しというものを9年間、平成27年までの間に考えているのかどうかお聞きをしたいと思います。

それから、障害者の、要するに研修といいますか、先ほどは市の方でそれぞれ担当者等々について、研修会の方にそれぞれ出していらっしゃるという話がありました。それで、聞いてみますと、全体的な障害者というような中での研修会であって、発達障害というようなことについての研修についてはなかなか専門的なものではなかったというように聞いておりますので、その辺は発達障害者というようなことに焦点を当てた研修会の方に私は職員を、具体的な数、要するに1年間で何名とか、その辺の数を具体的に出していただきながら取り組むということが、発達障害者の発見といいますか、そういうものにもつながっていくのではないかなと思えますので、その辺の考え方もお聞きをしたいと思います。

それから、福祉サービスの件で先ほども市長からありましたけれども、やっぱりこれはまだ県段階で具体的に発達障害者に対しての福祉サービス等々、あるいは国の流れが決まっていないということで具体的に上がっていないわけなんです、発達障害者というのは知的障害者と似ているということ

で、当然知的障害者の方には療育手帳があった場合にサービスが受けられる項目が相当数ございます。

その中で、例えば訓練給付等の給付金とか、要するに発達障害者が自立した日常生活をするために、一定期間生活能力の向上のために必要な訓練を受けるといったサービスなど、その期間の訓練における給付費などの支給について、私は、知的障害者に準じるというようなことで医者の方で診断書があればその辺のところを、要するに福祉サービスとして提供しては行かないかと思っておりますけれども、お考えをお聞きをしたいと思います。

それでこの手帳の交付なんですけれども、やっぱり症状が固まらないということで非常に難しい点もあるかと思うんですが、要するに病名がついている発達障害者でありますから当然医者の方でも診断書を出しております。そういう意味では、要するに障害手帳というものに私は該当してくるのではないかなと思っておりますので、ちょうど障害者支援法が平成20年度、来年がちょうど見直しの時期にあるということから、市長の方からも県、国の方に発達障害者手帳ということなどについての要望などもしていただきたいなと、このように思っているところです。

それから、5歳児健診等々についてでありますけれども、この5歳児健診につきましては、全国的には、栃木と鳥取で全市町村でやっております。

これは先ほど言ったように、3歳児ではなかなか発見できないところを5歳児で健診をすると。これは脳の発達段階とか、あるいは先ほど市長が言われた集団生活等々があるわけでありまして、鳥取市などの例を見ますと、3歳児で発見できなかったという数、対象者1,400名で、その中で大体9.6%が5歳児健診等で新たに、その3歳児で見逃したところを発見できたというようなこともこれ指摘をされておりますので、そういう意味では私は5歳児健診、非常に有効ではないかなと。

そしてこれは年々増加しております、2006年、2007年も、香川、静岡、熊本、それぞれ市町村で実施をされておりますし、長野県の駒ヶ根市などの例を見ますと、先ほど市長が言ったように、集団の中で遊びをしている中で専門家がきちっと本人の障害程度を発見するというようなこともありますから、その辺、この5歳児健診について今後とも御検討していただきたいなと、このように思っているところです。

それから、先ほど保健師等々についての発達障害者に対する研修、専門的な研修をお願いをいたしましたけれども、3歳児健診の中では市の方でやっている今の体制が小児科の先生です。聞いてみますと、先生、医師ですからいろいろな知識は持っているかと思うんですが、発達障害者というようにことに対する知識といいますか、そういうものについては私は持つべきではないかなということで、今の体制といいますか、実態といいますか、小児科の先生、発達障害者に対する専門的な知識を持っているのかどうかお聞きをしたいのと、もし持っていなかったら、例えば医師会を通じて発達障害者に対する研修を受けるように要請しては行かないかと思っておりますけれども、その辺の考えをお聞きをしたいと思っております。

ちょっと時間がないので大変申しわけないんですが、それから、先ほどの2点目ではありますけれども、視能訓練士による視覚検査でありますけれども、これは数が少ないということで、市長の方からも時間をかけてという話がございました。それで、これは視能訓練士、寒河江市もお一人おられますので、これぜひとも視能訓練士による視覚の検査というものについて早急に実施をお願いしたいと、このように思っているところです。

それから、乳幼児期のスクリーニング検査でありますけれども、これは今のところ7割ほど、2カ

所の病院で受けられているというのであれば、私は、例えば公的な助成というのを含めてその方々に対して出してはいかがなものかなと。既にこれ全国的にやっている市町村もございまして、導入したり、あるいは公的な助成をその方に出して、幼児期のスクリーニング検査の受診ということを勧めている市町村などもありますので、その辺の考え方をお聞きをしたいと思います。

以上で、2問終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 また何問かの御質問がございますが、やっぱりこの発達障害者に対しましては、法制化されたというも日が浅いわけでございますし、まだまだ準備、検討しなくちゃならないような課題が多くあると、このように思っておりますが、できるだけ早く、27年までになどと言わないでなるべく早く基本計画をつくってまいりまして、27年までのものに対し対応してまいりたいと、このように考えております。

それから、研修のことでございますが、焦点を絞って数などもはっきりして研修させたらよいのではないかと、こういうことの御指摘でございますが、これも職員の勤務状況等を十分中に取り入れることができるようにしまして、早く研修を計画的に実施する方向を考えてまいりたいと、このように思っております。

それから福祉サービスの給付費、これでございますが、この辺は先ほど答弁したとおりでございますし、何がどのようにできるかというようなことにつきましても検討させてもらいたいと思っておりますし、それから手帳の問題、いわゆる先ほど固定化というような話を申しあげたわけでございますが、手帳を交付しましてから正常な姿に戻ったとか、あるいはまた発症したとかというようなことになるわけかなと、こう思ひまして、難しいことじゃないかと答弁申しあげたわけでございますけれども、国なり県なりの動向を見ながら、やるべきことは考えてまいりたいと、このように思っております。

それから、5歳児健診のことでございますが、これも先ほどは一応十分でないかと、3歳児というようなことを申しあげたところでございますけれども、見逃しということも出てきておるのではないかと、出るのではないかとというような御意見でございますので、まず検討したいと思っております。

それから、小児科医師に対しての問題でございますけれども、これは医師会あたりとも十分話ししていかないと答えられない問題かなと、こう思っておりますし、話ししてみたいなと、このように思っております。

それから視能訓練、これも先ほど答弁申しあげましたように、少し時間をかけた中で検討しながら取り組んでまいりたいと思っております。スクリーニングにしましてもそういうことにさせていただきたいと、このように思っております。以上です。

伊藤忠男議長 那須議員、時間の配分してください。

那須 稔議員 発達障害者については、先ほども平成17年に要するに法制化なったと話したんですが、その際に厚生労働省の方でモデル地域ということで、全国何カ所かでこれモデルをやっております。

そしてこれを見ますと、ちょうど20年3月31日、今月末でこれちょうど実施期間が切れるんですけども、その辺も20年度の見直しの際にいろいろなふうになってくると思うんですけども、その際にこれは和歌山県の田辺市の例ということで書かれているんですが、その中にも個別支援計画といまして、具体的な数値目標を挙げながらきちっと取り組んでいると。発達障害者支援コーディネーターを配置しながら、専門的に、それぞれ子供さんを抱える家庭、あるいはその子供さんについての発達障害者、乳児期から成人までライフステージに応じて一貫した支援体制を整えているということもありますし、市民への啓発としてホームページとか、あるいは市報、いろいろなものを使いながら、あるいはボランティアとか講習会でその発達障害者に対してきちっと、要するに啓蒙しているということなどもありますので非常に成果が上がっているというような報告がございました。

ですから、発達障害者については、これからも各ライフステージに応じて発達障害者が自立できるような体制ということについて取り組んでいていただきたいなと、このように思っているところで

す。

それから、乳幼児の健診につきましては、先ほどもありましたけれども、市長からもありました。そしてこれは本当に乳幼児については、子供を産んで、要するに障害があったり、それはその辺のところだと思うように乳幼児が発達できないというようなことではなくて、市の方でそれぞれ検査とか、その状況の中で早期発見しながらその子供さんの健やかな成長といいますか、そういうものをしていくことが大事ではないかなということをおっしゃったところでございます。

以上で、3問で終わります。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 発達障害児の問題は、先ほど来話をしましたように、まだ未開拓といいますか、まだ取り組まなくちゃならないような分野というのが非常にあるかと思っております。ですけれども、大切な対応が迫られておるわけでございます。そういうことでいろいろ勉強して、関係団体機関等とも情報を取り入れながら積極的に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、乳幼児の問題でございますけれども、視能にしましても聴覚にしましても早期発見ということが非常に大切でございます。そこで発見して治療を加えるということで、正常な大人に成長していくということが言われておるようでございますので、早期発見についてのいろいろな策についてこれまた関係団体機関等々の協議を経ながら、勉強しながらこれまた対応していきたいと、このように思っております。

川越孝男議員の質問

伊藤忠男議長 通告番号17番、18番について、16番川越孝男議員。

〔 16 番 川越孝男議員 登壇 〕

川越孝男議員 私は、12月議会に続き、現在地方自治体が直面し克服しなければならない基本的な課題について質問いたしますので、市長並びに教育委員長より、主権者である市民の皆さんにわかりやすく答弁されることを願うものであります。

北海道夕張市の問題は、これまで起こり得ないと思っていた自治体財政の破綻が現実となったのであります。同時に、このような事態を招いても法的にはだれも責任が問われないということもまた明らかになったのであります。

そのようなことから、地方分権に逆行するのではないかとの指摘もありますが、このままの状態では地方議会や監査委員にだけ期待しては第二の夕張を防止できないとの判断から、いわゆる自治体財政健全化法によって、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の指標として基準数値が示され、それを超えた場合の厳しい対処が定められました。このことによって監査委員の役割は強化され、外部監査の導入、首長や議会の責任が、間接的にはありますけれども問われることになったと言われております。

私は、地方議会に身を置くものの一人として、厳しく受けとめなければならないと思っています。通告番号17、政治姿勢について伺います。

の職員労働組合に対する基本的な考え方について、3点伺います。

市の行政は、制度や予算を決定するのは市長や議会であります。具体的にサービスを提供するのは職員の皆さんであります。今日の社会においてあらゆる企業、職場における労働組合の存在は当然のことであり、異論のないところであります。当局と労働組合は雇用、被雇用の立場の違いはあっても、住民の福祉向上を目指すという点で同じであります。したがって、自治体経営の点から、不断の努力によってルールに基づいた正常な労使関係の維持発展に努めることが極めて重要だと考えますが、このことも含め、市長の職員労働組合に対する基本的な考え方を伺います。

二つには、昇任、昇格などあらゆる面で組合活動による不利益な評価や扱いがあってはならないことになっております。正式な不服申し立ては出ていませんが、不満が潜在化しており、職員の士気への影響が懸念されます。このことについても市長の所見をお伺いいたします。

三つには、各種審議会、委員会などの委員に勤労者の代表を加えるべきと思いますが、あわせて見解をお伺いいたします。

首長の多選禁止条例について、2点伺います。

首長の多選禁止については、これまで憲法に反するとしていた総務省が、昨年5月に同省の研究会から多選制限は必ずしも憲法に反するものではないとの報告を受けたことから、新たな状況のもとで、条例で多選禁止をする自治体がふえているのであります。

制定された条例を見ると、ほとんどが首長が幅広い権限を有することにかんがみ、首長の職に同一の者が長期にわたり在任することにより生ずるおそれのある弊害を防止するため、首長の在任期間を

定め、もって民主政治の健全な発展に寄与することを目的とするとして、連続3期を超えないものとしているのがほとんどのようであります。

首長の多選を禁止することと、連続3期を超えないことについての異論はなくなっているようであります。今議論されているのは、憲法で在任期間まで含めた多選禁止とすべきという意見と、法律で多選禁止を定め、在任期間については条例で定めるべきだという地方分権を主張する意見であります。このことから、首長の多選を禁止すること、その期間は連続3期を超えないことというのは、一つの流れになっていると思います。

そこで、2点について伺います。

一つは、こういう状況を受けて、首長の多選禁止条例の制定について、改めて佐藤市長の御所見をお伺いいたします。

二つには、佐藤市長はこれまで6期24年にわたって本市発展のために御尽力いただいておりますことに敬意を表するものであります。現在の任期は来年1月19日までであるわけですが、次期市長選挙に対して、佐藤市長は再度出馬なされる考えなのかお伺いいたします。

もちろん、これまで支援をいただいております後援会を初め、多くの支援者の方々と相談しなければならないのは当然のことと思いますが、市長自身のお考えをお聞かせいただきたいと思います。まだ自身の考えが決まっていなるとすればいつごろまで固められるのかも、あわせてお伺いいたします。

次に、通告番号18、民主的な教育行政について伺います。

大沼教育委員長は、本市教育委員会にとって33年ぶりの民間出身の委員長であり、今後の市教委の運営について大いに期待するところであります。しかし、現在の教育委員会については、制度上のさまざまな課題が指摘されていることも事実であります。

今回、私が質問するのは教育委員会の抜本的な見直しについてではなく、現行制度のもとで市民から信頼される運営にするために、基本的なことについて伺いたいと思います。

教育委員会は合議制であります。教育委員会が市民の信頼を得るには、市民参加、公平、公正、そして公開が必須の要件だと思います。

そこで伺います。

教育委員会の運営については、教育委員会の実質的な会議は、教育委員会協議会で深めるというのではなく、公開が定められている正式な教育委員会で扱い、会議録に記録されるようにすべきと思いますが、御見解をお伺いいたします。

二つには、社会教育を所管する教育委員会は、各種審議会などの委員の選任に当たって、一部公募制を積極的に導入すべきだと思いますが、見解を伺います。

議会との関係については、議員の一般質問事項は議長を通じて教育委員長に通告されていますが、教育委員会は合議制という制度上、委員長の答弁についてどのように対応されているのかお伺いいたします。

憲法第92条の地方自治の本旨について、市教育委員会はどのように理解されているのかお伺いをいたします。

労働安全衛生法第66条の8（面接指導等）にかかわる具体的対応について、3点伺います。

一つは、超勤発令は限定されていますが、日常的な勤務時間の把握はどのようになされるのかお伺いをいたします。

二つには、場合によっては風呂敷残業の増加が心配されていますが、現状及びその対応策をどのように考えているのかお伺いいたします。

三つには、市内の小中学校で体調を崩されている先生方は何人いらっしゃるのか。また、この10年間の傾向はどうなっているのかお尋ねをいたしまして、第1問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

〔佐藤誠六市長 登壇〕

佐藤誠六市長 お答えいたします。

まず、労働組合に対しての問題でございます。

職員労働組合についての認識ということにお尋ねがございました。

地方公務員の服務につきましては、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならないということが、地方公務員法に定められているわけですが、本市では、第 5 次振興計画の根底にあります「市民と行政による協働社会の構築」という理念のもと、花咲かフェアの開催、グラウンドワークの実践、行財政改革の推進など、事務事業の執行に職員が陰ひなたなく取り組んでいられます。特に花咲かフェアの準備の際などに、ボランティアの方々と一緒になって額に汗して働く姿は、市民の方々に好感を持たれていると感じているところでございます。

これらの職員で結成しておりますところの職員労働組合は、地方公務員法に基づくとところの職員団体でございます。職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的として活動していることは御案内かと思えます。

市といたしましても、行財政改革の実施などに当たって職員の勤務条件にかかわるものにつきましては、法律に基づきまして組合と協議を重ねてきたところでございます。使用者側と被使用者側の団体と立場の違いこそあれ、市勢の発展と地方自治の進展を図るという基本的な考え方に相違はありませんので、お互いの立場というものをそんたくしながら、第 5 次振興計画の具現など大きな目標に向かってともに歩んでおりますし、これからもそのようにさせていただきたいと思っております。

それから、組合なり、従事者、あるいは組合の役員に対するとところの考え方についての御質問もございました。

これは職員なべてでございますけれども、人事評価というものは、毎年 1 回、職員の業務の成果、それから職務の執行能力、そして執務の態度などについて課長などの報告に基づき行っておるわけでございます。その対象というものは日常の事務事業の執行などございまして、組合役員、あるいは専従者などの組合活動や経歴などは評価の対象項目となっていないところでございます。

したがって、組合の役員であるというような理由で評価に差をつけているというようなことはないわけございまして、あくまでも職員という立場の個人を見ておるということでございます。

それから、各種審議会の委員の選出でございますけれども、その委員につきましては、審議会ごとにその検討内容に応じた有識者などをお願いするために、設置条例や要綱などに選出区分を定めるところでございます。振興審議会のように詳細に区分しているものや、それから行財政改革推進委員会や特別職報酬等審議会のように識見を有する者、地方公共団体等の代表者、その他の市民など概括的に規定しているものがありますが、委員の選出に当たりましては、審議会ごとに多様な論議が交わされ議論が深まるように、分野や年代等に偏りがないように配慮しているところであります。

勤労者の代表につきましては、例えば特別職報酬等審議会においては、特別職の報酬等の検討について勤労者の意見も反映すべきものととらえ、定員 10 名のところ 2 名の方をお願いしております。

ございます。

今後とも審議会の委員には、検討内容に応じた有識者などをお願いいたしまして、市政への意見反映を図ってまいりたいと考えているところであり、勤労者の代表についても、必要に応じて要請してまいりたいと考えているところでございます。

次に、多選禁止条例についてでございます。

多選制限につきましては、御案内のようにかねてから憲法上の疑義が提起されてきましたが、総務省の、首長の多選問題に関する調査研究会の報告書が昨年5月に提出され、法律に根拠を有する地方公共団体の長の多選制限については必ずしも憲法に反するものとは言えないとの見解が示され、今後地方自治体関係者や国会、政党を初め各方面において幅広い国民的議論が行われることを期待したいと結ばれており、これから本格的な論議が開始されるものと認識しておるところでございます。

多選の弊害につきましては、今もお話ございましたけれども、長期間の在任によって独善的な傾向に陥ったり、惰性に流され、清新な政策なり創造的な発想が滞るなどと言われておるわけでございます。しかし、住民の自主的な意思によって4年ごとの選挙で当選を重ねることは住民の信頼感、安心感のあらわれであり、現行の民主的な選挙制度の理念に沿うものであります。

このような信頼感、安心感はふだんから広く住民の声に誠実に耳を傾け、事に当たるという態度や心構えを継続させることにより醸成されるものであり、ひいては地方自治の首長というリーダーの良好な資質を育てる大きな力となるものでございます。

また、地方自治体の発展を継続するには、当面する課題に取り組みながらも長期的な戦略の構築が欠かせません。振興計画のような長期的計画につきましては、将来の夢、目標などを住民とともに描き、具現化に当たりましては首尾一貫した方針のもと、具体的な政策実施が肝要であり、このような場合には逆に首長の継続性が求められるものであります。

さらに、市町村の立場から見れば、大きな権限の有する知事と同じ次元で論議すべきか、風土・文化が異なる全国1,800余の市町村を一元的に論議すべきかなど重要な論点が数多くあります。このようなことから、特に住民の自主的な意思を最大限尊重するという意味合いで、多選を制限することは必ずしも望ましいことではないと思っております。

次に、次期市長選挙の対応についての質問がありました。

現在、来年度予算などについて議会に審議をお願いしておりますが、新年度は3年目に当たる第5次振興計画、それから行財政改革を初め、諸課題について腰を据えて取り組むことが求められております。当面、市政執行に邁進したいと考えているところでございます。以上です。

伊藤忠男議長 この際暫時休憩いたします。

再開は午後2時35分といたします。

休 憩 午後2時24分

再 開 午後2時35分

伊藤忠男議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大沼教育委員長。

〔大沼保義教育委員長 登壇〕

大沼保義教育委員長 お答えをいたします。

最初に、教育委員会の運営についてお答えをいたします。

教育委員会が所管する事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律によって定められております。このような所管事項について、教育委員会の会議は通常月に 1 回程度開催し、必要に応じて委員協議会を開催してさまざまな教育課題について迅速かつ的確に対応してきたところであります。

委員会会議では、教育委員会規則の制定・改廃や市長に対する意見の申し出、早急に対応が迫られている議題や総合的な取り組みが必要な事項等の審議を行い、委員協議会では、教育振興計画のような中・長期的な各種の計画策定や継続して調査研究が必要なものなどについて協議を行ってきたところであります。

教育委員会の審議については、市教育委員会会議規則の定めに従い、開会及び閉会に関する事、出席委員の氏名、教育長の報告の要旨、議題となった議事の概要、動議を提出した者の氏名、質問または討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項など、審議経過がわかるように記載しているところであります。

なお、教育委員会の会議は原則公開となっておりますし、ことし 2 月からは毎月 20 日に開催することとしております。

今後とも、教育行政に対する市民の関心を高め、これまで以上に、地域との協働による教育環境づくりを進めていくことが必要でありますので、教育行政の確かな展開と望ましい教育環境づくりのため、より情報発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、教育委員会の各種審議会等委員の公募についてお答えをいたします。

教育委員会に置かれている審議会等の委員につきましては、審議会等の設置目的により、それぞれの団体の長、関係機関の方などの適任者をお願いをいたしましてスムーズに運営されておりますので、現在のところ公募制については考えていないところであります。

次に、教育委員会と議会との関係についてお答えをいたします。

先ほども申しあげましたように、教育委員会の所管する事項につきましては、これまでさまざまな機会をとらえて調査、研究、協議をしてきております。そして教育振興計画を策定し、年度ごとに教育行政の方針を定めて本市教育委員会の考え方を示しているところであります。このようなことから、一般質問に対しては教育委員会を代表して委員長が答弁を行ってきたというところでございますので、今後とも同じように対応していきたいと思っております。

次に、憲法 92 条の地方自治の本旨についての教育委員会の見解についてお答えをいたします。

教育委員会といたしましては、地方の教育行政は、憲法の地方自治の本旨に沿って制度が定められており、地方公共団体が主体的に事務処理の責任と権限を持つとともに、住民の意思が反映されるような配慮がなされていると理解をしております。

教育委員会といたしましては、昨年度、多くの方々の意見をもとに教育に関する施策「教育振興計画」を策定いたしました。この計画を施策の基本として、計画の内容を市民に広く知らしめるとともに、その実現化のために万全を尽くしていくことが大事なことと考えております。

次に、労働安全衛生法にかかわる御質問にお答えを申し上げます。

労働安全衛生法が、職場における長時間労働による労働者の安全と健康の確保をより推進するため、平成18年1月に改正されました。その改正の中で、1週間当たり40時間を超えて労働させた場合における、その超えた時間が1月当たり100時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められる者から申し出があった場合、医師による面接指導を行わなければならないとなりました。この法律の改正は、50人以上の事業所が平成18年4月1日から、50人未満の事業所が平成20年4月1日から施行とされたもので、50人未満の事業所である本市の学校においても面接指導ができる体制の整備が必要となるものであります。

教育委員会としましては、これに対応するため、面接指導を実施していただく医師を各学校の校医の先生にお願いしていきたいと考えております。また、その実施に当たっては、手続等の要領を定め実施していく考えで準備をしているところであります。

時間外に勤務している時間の把握についてであります。学校の教職員は、臨時または緊急やむを得ない場合に限り、校外実習等に関する業務、修学旅行その他学校の行事に関する業務、職員会議に関する業務、非常災害の場合に必要な業務を除きまして時間外勤務という制度がなく、時間外勤務の時間数を把握するような形になっていないのが実情であります。

今後、時間外の勤務時間の適正な把握に努める必要があると考えております。学校としては新たに取り組む事務処理でもありますので、学校長と打ち合わせを行い、学校が取り組みやすい方法を検討していきたいと考えております。

次に、御質問の特別休暇を取得している教職員ということですが、ここ5年間の状況であります。平成15年から平成18年度まで休まれた方が1名で、現在この方は職場に復帰しております。平成18年度に休まれた方が1名、今年度に入り休んでいる方が2名となっております。なお、この5年間で特別休暇等を取得した教職員の中には、長時間労働によることが原因で体調を壊した方はおりませんでした。

次に、学校の多忙化解消ということですが、各学校には、学校が抱えている多様な課題に的確に対応するために、個々の職員のゆとりを生み出すとともに、校務の一層の効率的かつ的確な運営を図るため、職場でのゆとり創造運動に取り組むよう指導しております。

取り組みの内容を申し上げますと、学校行事計画の早目の提示による計画的な準備での時間の短縮、会議資料の簡素化、資料の事前配付など会議の効率的運営、定時退校日、いわゆるゆとり創造デーの設定により帰宅時間を早める、学校内の組織の見直しを行い、校務分掌を教職員で分担し、特定の人に偏ることがないようにするなど、それぞれの学校で創意と工夫で取り組んでおります。

これらの取り組みで成果を上げているものを各学校に紹介をし、学校の効率的な運営を推奨をしながら多忙化の解消につながるよう指導しているところでございます。以上、答弁といたします。

伊藤忠男議長 川越議員。

川越孝男議員 1 問目答弁いただきましたので、さらに理解深めたい点もありますし、また時間も 25 分ですので、何点かに絞ってお尋ねをしたいと思います。

最初に、労働組合に関する関係でありますけれども、先ほどの市長の答弁を了とするものであります。

ただ、1 問目でも申しあげましたけれども、とにかく今行財政改革で職員の数も減らしている、臨時者も雇いながら市の行政やっているわけでありましてけれども、自治体経営、やっぱり考えたら民間の企業経営も同じだというふうに思うんですけれども、職員のマンパワーをどううまく活用するかということは極めて重要な課題だというふうに思うんです。

したがって、労使の関係、正常な労使関係を構築をしている、維持をする、発展をするというのは、これはやっぱり不断の努力がなければ、こういう関係というのはなかなか大変だというふうに思いますので、ぜひ今後とも、そういうふうな立場で正常な労使関係を構築をしていただきたいということを重ねて、先ほどの答弁でいいわけではありますが、さらにそういうふうなことをお願いしておきたいというふうに思います。

あと、組合活動による不利益の関係でありますけれども、この関係も、制度上はもし不利益な場合あった場合には不服申し立てをして手続をとるというふうになっているわけでありまして、そういう行為が起こされていないということは、ないんだというふうな形にもなるわけでありましてけれども、先ほども申しあげましたように、職員のマンパワーを最高に有効に発揮をしてもらうためには、職員の中に不満的なものが潜在的にあるというふうなことでは非常にまずいなというふうに思います。

私どももいろいろな場面でお話を聞くときがあります。しかし、当局もいろいろ人事のした後の評価、職員からは格別不満や何かないよというふうな把握されているんだというふうに思います。したがって、当局もいろいろなそういう後の状況を把握するためのアンテナあるんだというふうに思いますけれども、やっぱり私は後の職員の方々の状況を、把握をするアンテナの性能をアップしておいていただきたいというふうなことをお願いしておきたいと思います。性能アップをしていただきたいということでもあります。

それから、大きい二つ目の首長の多選禁止条例、1 問目でも申しあげましたけれども、長の権限、絶大なものがあって、長期にわたり長の職にあることに伴う弊害を生ずるおそれを防止するというふうになっているんですね、どこも。そういう危険を回避をする、さまざまな心配事を回避するために多選禁止をしていくんだと。

そして、これは以前法的に問題あるというふうに言われておったわけでありましてけれども、憲法に抵触するとか、さまざまな問題あったわけでありましてけれども、先ほど市長からもありましたように、総務省の省内の調査結果を出されています。時間ありませんから全部読みませんけれども、もちろん当局もこれ持っているわけでありましてけれども、そういう心配されることを取り除くためにするのは極めて妥当性のあるものだというふうな形になっています。したがって、もう国会や何かであると手続的に、事務的に法制化されていくんだというふうに思いますけれども、先ほども論点は二つあるんだけれども、さっき言ったような形になっています。法制化するということが、そして期間について

も、連続して3期までいくとそれ以上はだめというふうな形にこれもなっているようです。

そういうようなことで、あと私、これ杉並区の条例なんですが、あそこは区ですけども、区長の在任期間について必要な事項を定めることにより、高い倫理観や資質を有する場合においてもその者が長期にわたり区長の職にあることに伴う弊害を生ずるおそれを防止し、もって区政運営の活性化及び区の自治のさらなる進展を図るんだというふうになっています。

どんな優秀な方であっても、長くなるということそういう弊害の心配がある。その問題起こしたとかなんかでない、そういうものをやっぱり防止するために多選禁止条例、一定の期間を設けるとい、このことについてはもう一つの流れとしてなっているということを私は申しあげたのであります。したがって、そういう状況を受けて市長の見解をお尋ねをしたところでありました。

そして、冷静に聞いていただきたいんですけども、市民の皆さんとも今回のこの一般質問でもいろいろ話し合いをしてきました。そして弊害というか、長くなることによってさまざまな問題が生じているんだという、この一つの例として、これは市民の方々の一つの物の考え方だということを受けとめていただきたいんですが、今回の議会に20年度の当初予算に債務負担行為の議案が出ています。

木の下の区画整理組合事業に3億円の融資に対する損失補償するという、こういう中身であります。これは事業主体、組合です。したがって、債務負担、債務は、組合の負担は当然組合が責任あるのは当然です。そしてこの事業に対しては、事業費33億円だそうですけれども、もう公金として3分の2の22億円が投入される形になっているのね。そして今現在大変なんですけれども、私は保留地が売れないところが一番問題だというふうに思っているんです。

したがって、今市が、行政が支援をするというのは、もう既に3分の2財政的には支援していますので、今やるべきは、73の保留地のうち21しか売れていない、そして今後全体で保留地は100区画出す予定だというふうなことからすれば、今運転資金で市が支援するんでなくて、あの事業はやっぱり保留地を何とか売れるように行政ではしていくことが、力を合わせてその策を考えることが、今我々議会も含めて行政が支援すべき課題なのではないかなというふうに思うんです。

ところが、今回、運転資金の融資の損失補償をするという中身になっています。そして当局の説明によると、しかし、寒河江市に迷惑かけないんだと。もし寒河江市で金融機関に3億円の損失補償をしてもその分を組合の方に、理事者の方に請求するんだというふうに言われています。したがって、寒河江市は全然損害を受けないんだと。そういうふうなことであるならば、逆に、そういうふうに担保能力もあり組合の役員の方がするのであれば、そのことを市自体が融資するもとの方に話をして理解をしてもらわなければならないというふうに思うんです。

なぜこういうふうなことが、本来組合方式でやっていながら市がこんなことしなきゃいけないという、こういうふうなことというのは、やっぱり金融機関も、あるいは組合の役員の人、頼まれれば市長も断れないという関係。市長もいろいろ今まで金融機関にも、あるいは地域の方々にもいろいろな形で応援してもらっている、協力してもらっているというこういうふうな形の中で、本来きちっと意見言うべきことが言われないという、こういうふうなことが長くなっている中で、言われる弊害の一つではないかというのが市民の方から、これはいろいろな見解あると思います。しかし、そういうことも……

伊藤忠男議長 川越議員にちょっと申しあげます。今回の質問の趣旨と全く違う意見ですので、多選からの系列でしょう、経過でしょう。それはやめてください。

川越孝男議員 やめてくださいって。よその自治体でも、長くなることによって長期にわたりその職にあることに伴う弊害を生ずるおそれを防止しというふうな形になっています。国の方の総務省の方の研究会の中もそういうふうな形になっています。

ということで、そういう弊害の具体的例として市民の方々から指摘されたこともありますので、見解を、やっぱり議会というのはさまざまな見解のさまざまな意見を開陳しながら、みんなでよりよき判断をするということだというふうに思いますので、最初申しあげましたように……

伊藤忠男議長 申し合わせ事項で必ずそういう項目は入れるというふうになっておりますので、そういう波及的な考え方の質問は問題だと私思います。(「そのとおりだ」の声あり)それから、債務補償ではありません。損失補償です。

川越孝男議員 債務負担行為をして、金融機関に対しては損失補償です、というふうなことです。だから、組合が借りたということについては債務なんですけれども、その債務の責任は組合自体にあるんだべというふうなことを申しあげたつもりですが、それが違っていた部分あるとしたらば訂正をさせていただきたいと思いますが。

伊藤忠男議長 私は質問の趣旨について申しあげているんです。

川越孝男議員 趣旨についてはだからそういうふうなことで、議会というのは、そこに関連して具体的な弊害というのでこういうふうなもの、弊害の一つだというふうに市民から言われたのでということをお願いしているんです。

そういうふうなことについて、やっぱり本来であれば議会での議員などきちっといるんだけれども、議員の人でも一人一人がなかなか言えない状況になっているんでないかと、そういうふうなことが長期の中でのものでないかというふうな意見があったことを申しあげたいと思います。(「議会をなめるなよ。みんなそのくらいの見識持ってやっているんだから」の声あり)

まず、そんなに怒らないで聞いてください。というふうなことで、それが弊害の一つというふうなことになっているのではないかと、という声があるということ再度申しあげておきたいと思います。

それから、あと教育委員会の関係については、ぜひそういうふうな形で対応をしていただきたいというふうに思いますし、労働安全衛生法の改正については、改正の趣旨を受けとめていただいて、そしてそれが現場の中で、数字オーバーしていないから云々でなくて、あの改正がされた趣旨があるわけですので、そしてまた現場で実際やれないことを決めてもこれまただめですので、十分現場と意思疎通を図りながら、趣旨が生かされ、そして環境のよい中でそれぞれの子供、児童生徒の教育がなされるように、特段の御配慮をお願いをしたいというふうに思います。

あと時間ないので、この次にでもまたお聞きしたいと思いますけれども、憲法92条の関係は、地方自治の本旨そのものの考え方をお尋ねしたところでありました。したがって、今回時間ないので、その分についてはまたの機会にしたいと思います。

2問といたします。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 職員の能力を存分に発揮していただきたいと、こういう御要望でございますが、マンパワーの発揮のためには市としましても職員対応の中で十分やっているつもりでございます、ですからこそ寒河江の職員は大変積極的に、あらゆる事業に企画力あるいは発想の豊かさを発揮しているものと思っております、これは感謝しておりますでございます。

それから、職員組合に従事しているから、あるいは役員だからということで不利益な扱いは全然やっております。1問でも答弁したところでございまして、職員の実態把握、これは職員組合に従事している方も、それ以外の方も全部職員の実態把握につきましては、多方面から、あるいは管理監督にあるものからすべての事業の中で、どのような活動をしているかというようなことも含めて、存分に把握しておりますでございます。

それから、多選につきましても弊害のみを申しあげられましたが、やはり多選によるところの功罪というのは両面から、広く見なくちゃならないのじゃなかろうかなと、こう思っております、先ほども申しあげたとおりでございます、時間もありませんからこの程度にしておきますけれども、弊害のみを取り上げて何期以上はだめだとか、あるいは制限すべきだと、こういうことは一概に述べられないのでないかなと私は考えております、いわゆる市民の選ぶ意思とか、そしてまた自主的な判断のプロセスということが必要なわけでございます、さらにまた、首長と市民との関係というようなものもこれも一様でないわけでございます。

それから、実際どのようなことを施策の中に織り込んで、あるいは考え方のもとに実施してきたというようなことも一様ではないわけでございます、そして先ほどは杉並区ですか、資質もあってもこういうようなことがありましたけれども、やはりそういう資質も多様なものであろうと、このように思っておりますので、そういうことで一概にということの評価、あるいは禁止ということはできないだろうと、こういうことを申しあげたところでございます。

それから、木の下のごとで、これが例に引かれまして、これは木の下への対応が多選の弊害だみたいなことを申しあげられましたが、全く何を考えてそういう発言が出るのか私は理解できないところでございまして、私はこの前の質問にも答弁申しあげましたように、市の事業と同じような考えで、市のまちづくりと同じような考えで取り組んでおられるわけでございます、行政としてなすべきことを何らかの手でやろうと、このように思っているわけでございます、それで今議会におきましても議案等も提案させていただいておりますので、それは御理解いただけるのじゃなかろうかなと、こう思っております。

木の下と多選が何かあるのかなと、本当にまちづくりの中で、長期間の、あるいは視野に立って、そして第3次、新第3次、第4次、第5次という中で、そしてまちづくりを進めた中で今回の第5次振興計画の3年目の大きな事業でございますから、それを何とか乗り切っていく、組合とともにやっていくと、こういうことでございまして、その補償につきましては、まだ、組合の方に求償権というのが出てくるわけでございますけれども、これは契約を結ばないと市からの求償権が出てこない、ということが法律上決まっておりますのでございます。まだその辺を結んでおりませんので、先日の総括質問の際には、現時点におきましてはまだそこまで考えておりませんと、こういうことを申しあげたのでございまして、その辺を誤解なさないでいただきたいと、このように思っておりますのでございます。

伊藤忠男議長 川越孝男議員。

川越孝男議員 1 問目の答弁抜けていたのに、2 問目でも抜けてしまったんですが、市長の次期の選挙、これは今は職務に邁進するんだというふうなお話ありました。それはそれで理解します。しかし、来年の 1 月 19 日が任期満了というふうなことからすれば、そしてこういう状況の中で、やっぱりどうするのかというふうなことを市民の前に明らかにしていく、そしてみんなで次のことを考えていくということは、市のためには私はいいのではないかと。これはずっとおくれていくというふうなこと、いつころというふうなことを答弁なかったからでありますけれども、これどんどんどんどんおかれていくというのは、これは佐藤現市長にとっての判断はあるかもしれませんが、寒河江市にとっての利益というふうなことからすれば、早い方がいいのではないかとというふうに私は思っているところです。

したがって、いつころ固めるのかも含めてさっき 1 問目の答弁なかったわけですから、端的にお答えをいただきたいということをお尋ねをしまして、私の質問終わりたいと思います。

伊藤忠男議長 佐藤市長。

佐藤誠六市長 去就につきましては、いずれ述べることにしたいと思います。

現在は、先ほど答弁申しあげましたように、20 年度の施政方針にのっとって作成しましたところの予算というものを着実に執行して、諸事業施策の推進を図っていくことに専念していきたいと、このように思っております。以上です。

散 会 午後 3 時 0 8 分

伊藤忠男議長 以上で、一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。